

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	79 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	40 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から15年3月までについては、学生納付特例期間であったものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から15年3月まで

私は、20歳になった平成14年\*月に、母親と一緒に社会保険事務所(当時)に出向き、私の学生納付特例の申請手続きを行った。当時、学生で収入が無く国民年金保険料を納付することが困難であったため、学生納付特例の申請を行ったにもかかわらず、申立期間が学生納付特例期間とされていないことに納得がいかない。申立期間の国民年金保険料を加算金も含めて追納させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった平成14年\*月にその母親と一緒に社会保険事務所で学生納付特例の申請手続きを行ったと主張しているところ、その母親は、「仕事で得意先に行く途中にある社会保険事務所の国民年金課で、娘(申立人)の学生納付特例の申請手続きをした際に、添付書類として学生証と年金手帳を提示して当該手続きを行った。後日、承認通知書が届いたが現在は所持していない。」旨、具体的かつ鮮明に記憶しており、その証言には信憑性<sup>びよう</sup>があることから、学生納付特例の申請手続きは14年\*月に行ったものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立人の妹の大学生の期間についても、学生納付特例の申請手続きを行ったと主張しているところ、妹の学生期間は学生納付特例期間となっていることから、その母親が、申立人の当該申請手続きのみ行わなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人は、加算金を含めて申立期間の国民年金保険料を追納したいと主張していることから、保険料の納付意欲は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間については、学生納付特例期間であったものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私は、大学院生であったときに、市役所で国民年金の加入手続を行った。就職する前後の平成6年4月ごろ、市役所から未納期間の納付書が送付されてきたため、同市役所に相談に行き、後日、その時に納付が可能な期間の国民年金保険料を納付書により同市役所窓口か金融機関で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職する前後の平成6年4月ごろ、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者の保険料の納付日から、5年9月以前に払い出されていることが確認でき、6年4月の時点で申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人は、就職する前後の平成6年4月ごろ、市役所から未納期間の納付書が送付されてきたため、同市役所に相談に行き、加入当初の未納期間を除き納付可能な期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳によると、同年3月28日に住所変更の手続を行っていることが確認できる上、加入当初の保険料を納付していないことを記憶していることから、申立人の主張には一貫性があり、信<sup>び</sup>憑<sup>り</sup>性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により市役所窓口か金融機関で納付したと主張しているところ、当時、納付書により同市役所

又は金融機関で保険料を納付することは可能であったことが確認できる上、まとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4548

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間当時、勤めていた会社の敷地内にあった社長の家に住み込みで働いており、昭和 35 年 10 月ごろ、家に来た集金人に勧められたので、その場で国民年金の加入手続を行った。

その後、毎月、住み込み先に集金人が国民年金保険料を集金に来ており、昭和 42 年に結婚し、別の区へ転居するまでの間、その集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、集金人に現金で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間当時居住していた区では、昭和 37 年 4 月から集金人による保険料の収納が行われていたことが区の広報紙により確認できることから、申立内容とおおむね合致する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号の 20 歳到達直後に国民年金に加入している被保険者の資格取得日及び特殊台帳に記載されている手帳交付日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 39 年 11 月から 40 年 1 月までの間であると推認され、その時点において、集金人に対し、現年度保険料である 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付することが可能であり、国民年金の加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとは考えにくく、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、上記とは反対に、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間は、当時、居住していた区では、集金人制度は実施されておらず、集金人に国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記のとおり推認された加入手続時期から、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、申立人が当時居住していた区では、集金人は、過年度保険料を収納することができなかったことから、申立内容と合致しない。

さらに、申立人が昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、同年9月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月から7年3月まで  
② 平成8年4月から9年3月まで  
③ 平成9年9月から同年10月まで  
④ 平成14年4月から同年12月まで

私は、時期は定かではないが、両親から勧められたので、自宅近くにあった市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入した当時、私は大学生だったので、毎年国民年金保険料の納付の免除の申請を行っていた。

大学卒業後に就職したAを退職してから、再就職するまでの期間についても、自宅近くの市役所の出張所<sup>おぼ</sup>で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを憶えている。

平成14年4月から同年12月までの期間については、当時居住していた市の市役所で、国民年金と国民健康保険と同時に加入手続を行い、雇用保険の求職者給付から国民年金と国民健康保険の保険料を納付しており、受給していた給付金<sup>おぼ</sup>がほとんど残らなかったことを憶えている。

申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 国民年金に加入した時点では、大学生であったことから、毎年国民年金保険料の免除の申請を行っていたとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年9月に払い出され、同年度の保険料の納付が申請により免除されていること、及び申立期間②当時同居していたとする申立人の母親は「息子（申立人）へ申請免除の手続を行うように

促した。」旨の証言をしていることから、不自然さは見当たらず、国民年金へ加入した年度について申請免除の手続を行っている申立人が、翌年度である申立期間②の同手続を行わなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②の前後を通じて、申立人の父親の職業及び住所の変更も無く、申立期間当時、申立人の生活環境に大きな変化は認められず、当該期間について、申請免除の手続をしなかったとするのは不自然であることに加え、オンライン記録では、平成7年度の申請免除とされている期間の処理年月日が平成19年12月とされていることから、記録管理に不自然な点もうかがわれる。

さらに、申立期間③についても、申立人の母親から「国民年金の加入手続を行うよう促した。」との証言が得られている上、申立人のオンライン記録の資格記録では、平成9年11月に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したとする資格の訂正記録が確認できるものの、同年9月に国民年金の被保険者資格を取得したとする資格の記録訂正を行った形跡は見当たらないことから、申立期間③の直前の厚生年金保険被保険者期間の前後において、国民年金被保険者資格の喪失手続及び加入手続は当時適正に行われていたものと考えられ、2か月と短期間である申立期間③について、国民年金の加入手続を行っておきながら、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年9月に払い出されており、加入手続もこのころに行われたものと考えられる。当時の制度として、申請により免除の承認を受けることができる期間は、申請のあった月の前月までしかさかのぼることができず、申立人は、前年度である申立期間①の国民年金保険料の免除の申請ができたとは考え難い上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間④について、申立人は、初めて国民年金に加入した当時居住していた市ではなく、別の市へ転居しており、その転居先の市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を市役所で納付していたと述べている。しかし、申立人の所持する年金手帳には、申立期間④当時居住していた住所の記載は無いことに加え、申立人のオンライン記録には、平成14年に申立人に対して国民年金への加入勧奨が行われていることから、申立期間④当時、申立人は国民年金に未加入であったと考えられ、申立人が、転居後の市で、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人が申請により申立期間①の国民年金保険料の納付の免除の承認を受けていたこと、及び申立期間④の保険料を納付をしていたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料の免除及び申立期間④の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められ、同年9月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 41 年に短大を卒業してしばらくしたころ、母親に勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、昭和 45 年 10 月に結婚した後、市役所で国民年金の任意加入手続を行った際、窓口の職員から、「過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付できます。」と案内され、保険料が高額でなかったことから、その場で現金で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 10 月に国民年金の任意加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、この時期は第 1 回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入期間であり、保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、特例納付は、制度上、先に経過した未納とされている月の国民年金保険料から順次行うこととされているにもかかわらず、オンライン記録では、申立人について、申立期間の保険料が未納とされ、申立期間後の昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの保険料を特例納付したこととされていることから、申立期間について特例納付により保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、オンライン記録によると、特例納付を行った昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間は当初未納とされていたが、申立人が社会保険事務所

(当時)に自身の年金記録を問い合わせた結果、平成 19 年 7 月に納付済みに記録訂正されていることから、申立期間当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は申立期間後に未納がなく、結婚後は国民年金に任意加入し、併せて付加保険料を納付するなど、国民年金に対する納付意識は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料及び50年5月から同年6月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで  
② 昭和50年5月から同年6月まで

私は、私の父親から勧められて昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。一時期、保険料を納付していなかったことがあったが、区役所から保険料を納付していない期間があるという通知が届き、すぐにその期間の保険料を納付した。申立期間①については、国民年金に加入以降、未納期間がないように保険料を納付しており、一時期、未納にしていた期間の保険料も役所の指示に従ってすべて納付していたことから、未納のはずはない。申立期間②については、昭和50年7月に就職するまで、付加保険料と一緒に定額保険料を納付しており、還付された記憶も無い。申立期間①の国民年金保険料が納付済みとされていないこと、及び申立期間②が未加入で付加保険料を含めた国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、当時、申立人の居住する区では集金人制度が実施されていたことが確認できる上、当該期間について納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間の前後を通じて、申立人の夫の職業に変更はなく、昭和42年11月

までは住所の変更もないことから、生活状況に特段大きな変化はなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳及び市町村名簿の記載によると、申立人は国民年金の住所変更手続を適切に行っていたことが確認できる上、申立人は、昭和 36 年 4 月から国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、付加保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間②については、市町村名簿によると、昭和 50 年 5 月に国民年金被保険者資格を喪失したことにより、51 年 3 月に付加保険料を含む国民年金保険料の還付決議が行われていることが確認できるが、当該期間について、申立人は厚生年金保険などの被用者年金に加入した形跡はないこと、同名簿には「資格喪失 50-8/18」との記載があり 50 年 7 月の厚生年金保険加入後に国民年金被保険者資格の喪失処理を行ったことがうかがえること、及び申立期間②の保険料を付加保険料を含めて納付した事実があることを考え合わせると、申立人が 50 年 5 月に国民年金の被保険者資格を喪失したとは考え難く、申立期間②は国民年金の被保険者であったものと認められ、誤った資格喪失手続により還付事務処理が行われたものと考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 4 月に会社を退職し、新しい仕事を始めてからしばらくの間は、国民年金に加入していなかったが、生活が安定してきた 61 年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、以前から加入していた妻が、夫婦二人分をさかのぼって数回に分けて納付した。一緒に納付していた妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年 2 月に行われたと推認されるが、その時点で、申立人は A であったことから、国民年金の任意加入対象者であるにもかかわらず、オンライン記録ではさかのぼって強制加入とされており、申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その妻の保険料は 3 回に分けてさかのぼって納付していることが確認できる上、その妻は「金額は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後に未納は無い上、申立期間直後から口座振替により国民年金保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かった

ものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 62 年 11 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 51 年 9 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで  
③ 昭和 62 年 11 月から 63 年 6 月まで

私の妻は、昭和 45 年 2 月ごろに、市の出張所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、妻が区役所や郵便局で夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については領収書を所持している。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、被保険者台帳及び被保険者名簿によると、国民年金加入期間の保険料について、その夫婦の納付行動は同一であることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の被保険者台帳によると、申立期間②の過年度保険料の納付書が発行されていたことが確認できることから、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人の妻の申立期間②の保険料は、過年度納付により納付済みとされていることから、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿によると、申立人は、申立期間③について、その妻と同一日に国民年金の強制加入被保険者への切替手続を行っていることが確認できる上、国民年金保険料を一緒に納付したとする妻の申立期間③の保険料は納付済みであることから、申立人のみ当該期間の保険

料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立人は、申立期間①のうち昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間について、54 年 1 月 22 日の領収印が押されている領収書を所持しており、当該期間の国民年金保険料はその時点で収納されているものの、後日、50 年 4 月から 51 年 9 月までの期間の保険料は時効により収納できないことが判明したことから、54 年 1 月 25 日に還付されていることが確認できる。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻の申立期間①の保険料は、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月、同年 3 月、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月  
② 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 53 年 2 月に、母親と市役所かその支所で、国民年金に任意加入する手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は、その時に窓口で納付したか、その後送られてきた納付書を持参して、市役所かその支所か金融機関で 2 か月分を納付したと思う。

その後、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を、納付書で 2 か月ごと、市役所の支所の窓口か金融機関で納付した。

私は、国民年金保険料を未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 2 月に、国民年金に任意加入していることが確認でき、加入手続きを行ったにもかかわらず、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人及び一緒に手続きに行ったとするその夫は、当該期間後の昭和 61 年ごろ、国民年金第 3 号被保険者への種別変更手続きを行ったと述べているが、オンライン記録では同手続きが適切に行われていることが確認できることから、申立人は、国民年金に対する関心が高いと考えられ、関心の高い申立人が、申立期間②の国民年金保険料も納付していたと考えても特段不合理ではない。

さらに、申立期間は、共に 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間を

通じて、その夫の標準報酬月額が上位等級で推移していることから、申立人の保険料を納付するだけの資力が十分にあったことが確認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 4555

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月

私は、昭和40年3月の国民年金保険料を納付し、所持している国民年金手帳の当該期間の検認記録の欄にもほかの納付済期間と同じく検認印が押されているにもかかわらず、国民年金の記録が未加入期間とされている。年金事務所で確認した結果、当該期間の保険料は、資格喪失とされているため還付済みであると言われたが、私は、還付を受けた記憶は無い。還付された記憶が無いのに、申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳には、国民年金の被保険者資格を昭和40年3月31日付けで喪失したとする記載があるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を含めた昭和39年度分の保険料を既に昭和39年12月24日に納付していることが同手帳の検認記録から確認できる上、申立人も、40年3月までは国民年金の被保険者であったとの認識があり、申立人の当時の生活状況からも、3月をわずか1日残す31日に資格を喪失してまで既に前納した1か月分の保険料の還付を受ける必要性があったとは考えにくく、申立人について、同年同月は国民年金の被保険者期間であり、同年4月に国民年金被保険者資格を喪失したものと考えるのが合理的である。

また、申立人の国民年金手帳には、国民年金保険料の還付記録を記載する欄があるにもかかわらず、還付に関する記載がされていないこと、申立人の夫は共済組合に加入していたと述べており、結婚による同手帳の氏名変更の際、強制加入被保険者から任意加入被保険者へ種別変更される必要があるにもかかわらず、同変更処理はなされていないこと、及び上記のとおり、強制

加入被保険者の資格のまま資格喪失を昭和 40 年 3 月 31 日付けで認めていることから、当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、53 年 4 月から 55 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで  
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで

私は、Aを営んでいたが、昭和 52 年 2 月ごろ、夫の会社の事務員から、「奥さんの収入が多くなり、扶養から外れるため、ご自身で国民年金に加入してください。」と夫を通じて連絡を受け、市役所の支所で国民年金の加入手続と同時に付加保険料を納付するための手続も行った。申立期間当時、私の店に 3 か月ごとに来てくれた女性の集金人に、国民年金保険料及び付加保険料を納付していた。集金人による保険料の納付は、口座振替が開始されるまで続いていた。

申立期間①及び③の国民年金保険料及び付加保険料、申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 52 年 2 月に国民年金に任意加入し、平成 14 年 12 月までの期間、付加保険料を含め欠かさず国民年金保険料を納付していたと述べているが、現に申立人は、当該期間において、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、その大半の期間は、付加保険料も納付し、申立期間後、口座振替により、納付していることが確認でき、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に

大きな変化は認められないことから、申立人は、国民年金保険料を納付するだけの資力はあったものと考えられる。

- 2 申立期間①及び③の定額保険料について、それぞれの期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、それぞれ3か月及び9か月と短期間である上、特殊台帳によると、当該期間に係る、保険料の納付書が発行されていることが確認でき、それらの納付書に基づき、申立人が、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、特殊台帳によると、昭和52年度のうち、申立期間①直前の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料は、付加保険料も含め、納付済みとなっているが、同台帳の納付月数を示す欄には、保険料の納付月数が「00」と押印されており、同じく、昭和56年度のうち、申立期間③直前の昭和56年4月から同年9月までの保険料も付加保険料を含め、納付済みとなっているが、同台帳の納付月数を示す欄には、保険料の納付月数が「00」と押印されており、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性を否定しきれない。

- 3 申立期間①、②及び③の付加保険料について、制度上、付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされるが、オンライン記録、申立人の被保険者名簿及び特殊台帳には、その旨の記載がなされていない上、オンライン記録上、申立期間②後及び③後、再度付加保険料の納付が開始されているが、改めて申し出た旨の記載もなされていない。

また、申立期間②直後の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認できるが、付加保険料も納付済みとなっている。申立期間②の保険料も過年度納付されており、申立期間①及び③の定額保険料も上記2のとおり、過年度納付していたと認められ、申立人が、昭和55年度の保険料と同様、付加保険料を含め、過年度納付していたものと考えても特段不合理ではない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③の国民年金保険料を付加保険料を含め納付していたものと認められ、また、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで

国民年金制度発足時に、私の父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、昭和37年12月に結婚してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、61年ごろから経済的な理由等によりしばらくの間保険料を納付できなかった。その後、夫が、62年から63年ごろに、未納となっていた夫婦二人分の保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、私の分のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、昭和62年から63年ごろに、未納となっていた申立人の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立期間直前の61年4月から同年9月までの保険料を、63年3月に過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、その夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、国民年金加入期間について8か月を除き保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

平成6年10月ごろに、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私及び姉が大学を卒業するまで、毎年、私及び姉の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ってくれた。

申立期間の前後の期間の国民年金保険料が申請免除とされている上、姉の申立期間の保険料が申請免除とされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月ごろに、その母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、大学を卒業するまで、毎年、申立人及びその姉の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと主張しているところ、申立期間の前後の同年同月から7年3月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の保険料は、申請免除とされている。

また、申立人の母親は、申立人及びその姉が大学生の間は、毎年、自分がその娘二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行った旨証言している上、申立人の姉が大学生であった平成5年10月から9年3月までの保険料は、申立期間も含めてすべて申請免除とされていることから、申立人の母親が、申立期間の保険料についてのみ、免除の申請手続きを行わなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 4280 (事案 764 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年7月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年7月から48年9月までは12万6,000円、同年10月から49年9月までは13万4,000円、同年10月から51年7月までは20万円、同年8月から52年12月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月9日から53年1月9日まで

社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間が66か月間欠落していることが判明した。同社は、兄が社長の会社で、私は工事を行っていた。昭和47年6月にその兄と気まずくなり、会社を辞めることになり被保険者資格を喪失したが、同年7月には復職した。厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないことから、前回の申立てでは認められなかったが、申立期間に社会保険に加入していた旨の事業主と当時の経理担当者の書面による証明及び当時の工事写真を添えて再度申立てをするので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立人の在職は推認できるものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないこと等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月2日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、今回の再申立てに当たって、申立人から、A社の事業主及び当

時の経理担当者による証言書が提出されたため、同担当者から当時の状況を聴取したところ、同担当者は、申立人は特殊技術を持つ技術者であり、同社の工事書類には必ず申立人の名前を記載するほどであったことから、申立人が厚生年金保険に加入していないことは考えられない旨を証言している。

また、上記の担当者は同者がA社に入社した時には、申立人の給与から間違いなく厚生年金保険料を控除しており、当時、同社には社員の社会保険台帳があり、申立人の名前も当然そこに記載されていた旨を証言している。

さらに、事業主は、申立人は申立期間にA社で継続して勤務をしており、厚生年金保険にも加入していたはずであると証言していることから判断すると、申立人に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人から提出のあったA社が施工したとする工事写真について、同仕事を委託したB社が保管していた資料により、昭和47年7月9日に着手していることが確認できることから、申立人の資格取得日は、同年7月9日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間当時の事業主及び同質性の高い取締役の標準報酬月額から、昭和47年7月から48年9月までは12万6,000円、同年10月から49年9月までは13万4,000円、同年10月から51年7月までは20万円、同年8月から52年12月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、仮に、事業主から申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、複数回にわたって健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の申立期間に係る資格取得の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月から52年12月までの保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年11月1日から同年12月1日までの期間について、B社（現在は、D社）の事業主は、申立人が同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和21年8月31日から22年12月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が欠落していた。私は昭和21年5月1日にA社に入社し、その後、同社はB社、C社、D社と名称が変更になったが、継続して平成元年6月22日まで勤務していた。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和22年11月1日から同年12月1日までの期間について、D社の保管する労働者台帳及び履歴書並びに同社の事業所回答書から判断すると、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のB社における資格取得日は昭和22年12月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の資格取得日は同日と記載されている。

しかしながら、当該被保険者名簿に記載されている資格取得日は昭和22年11月1日を同年12月1日と訂正していることが確認でき、申立人と同様に16名についても同様の訂正が行われている。

また、上記の者の中には、被保険者資格の取得日が昭和 22 年 12 月 1 日と訂正されているにもかかわらず、オンライン記録において、資格取得日が同年 11 月 1 日と記録されている者や、厚生年金手帳記号番号払出簿において、資格取得日が同年 11 月 1 日と記録されている者が複数名確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社は昭和 22 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているところ、同日に 47 名が被保険者資格を取得し、上述のとおり、そのうちの 17 名が同年 12 月 1 日に記録を訂正されていることが確認できるが、そのうちの聴取できた者は、「私は、22 年 11 月より前から B 社に勤務していた。同社が新規適用事業所となった同年 11 月時点においては、40 名以上の従業員が在籍していたが、全員正社員であり、同様の勤務形態であった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の資格取得日を昭和 22 年 12 月 1 日に訂正する旨の届出を行ったとは考え難く、B社の事業主は、申立人が同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、昭和 22 年 11 月の標準報酬月額については、申立人の B 社における同年 12 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、D社から提出された労働者台帳及び履歴書の記録から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①に A 社における厚生年金保険の加入記録がある被保険者は見当たらず、申立人と同じ、昭和 21 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した記録がある同僚 4 名に照会したが、いずれからも回答が無く、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社は、既に事業所として閉鎖されており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について調査することができない。

さらに、申立人が当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和 21 年 8 月 31 日から 22 年 11 月 1 日までの期間について、D社から提出された労働者台帳及び履歴書の記録から、申立人が B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D社の社史から、A社が昭和 21 年 8 月に閉鎖となり、B社に事業を引き継いでいることが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、22 年 11 月 1 日であり、申立期間②のうち、21 年 8 月 31 日から 22 年 11 月 1 日までの期間は、適用事業所となっていない。

また、昭和 22 年 11 月に B 社から厚生年金保険の加入について説明があ

ったと証言している同僚は、同社がそれ以前の期間において、厚生年金保険料を控除していたかは不明と回答している。

さらに、D社に照会したが、同社は、当該期間当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち昭和21年8月31日から22年11月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和35年12月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月19日から36年8月1日まで  
私は、昭和35年12月に、知人の紹介でA社に入社し、36年7月まで正社員として経理事務の仕事に従事した。

しかし、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の次に勤務したC社から提出された申立人の履歴書、申立人及び同僚の供述から、申立人は、A社に昭和35年12月19日に入社し、申立期間に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の経理責任者及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間当時に被保険者資格を取得している複数の同僚が、「申立期間当時の社会保険事務担当者が、厚生年金保険の資格取得を届け出ずに保険料を給与から控除する不正な処理をしていたため、同社を定年退職する社員に対し未加入期間となっている期間に対する補償金を退職金とは別に支給した。」と証言していることから、申立期間当時、同社において、厚生年金保険料を控除していながら、相当期間経過後に厚生年金保険被保険者資格の取得を届け出るなど、不適切な事務処理が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもこのような事務処理を受けていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会にも社会保険事務所が当該届出を記録せず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主による届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和35年12月から36年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年9月3日から32年7月26日までの期間について、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人の当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年10月19日から26年8月1日まで  
② 昭和27年2月16日から29年8月1日まで  
③ 昭和29年9月3日から32年7月26日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での被保険者期間は2か月、B社での被保険者期間は4か月であるとの回答をもらった。しかし、私はA社には少なくとも2年は勤務しており、同社を退職した後に勤務したB社では4年から5年は勤務していたことは間違い無い。

また、C社に勤務していた期間については、脱退手当金を受給したという記録になっているが、私は、当時は脱退手当金制度そのものを知らなかったし、そのようなお金を受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされおらず、未請求となっており、申立期間③の直前のB社での被保険者期間は記録上は4か月であるものの、同社において申立人と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の証言や社員旅行の写真等により、同社では少なくとも1年半以上勤務していたことが認められることから、

同社での被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間③の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年3か月後の昭和33年11月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①については、同僚に照会したものの、申立人が当該期間にA社に勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同年1月以降は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人がA社を退職後に勤務したとするB社から提出された同社の創立記念誌には、昭和25年10月における同社の社員旅行の写真に申立人が写っていることから、申立人は、当該期間のうち同年10月以降は同社での勤務期間であり、A社に勤務していなかったことが確認できる。

加えて、A社は既に廃業しており、当時の給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない。

申立期間②については、上記のB社に係る創立記念誌に掲載されている昭和25年10月の社員旅行の写真に申立人が写っていることから、申立人は、少なくとも、同年10月には同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年10月1日であり、申立人と同様、新規適用日に被保険者資格を取得したものの、それ以前から勤務していたとする複数の同僚は、同社が適用事業所となる前は厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと証言している。

また、申立人の勤務期間については、当該複数の同僚が、「申立人は4、5年勤務していたと思うが、いつまで勤務していたかについては記憶していない。」と証言しているほか、申立人の資格喪失日（昭和27年2月16日）から29年9月1日までに被保険者資格を取得した同僚のうち、文書照会に回答があった同僚16名からは、申立人を知っているとする証言は無かったため、申立人が当該期間にB社に勤務していたことを確認することはできなかった。

さらに、B社は、当時の資料等を保管しておらず、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる

給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社し62年3月31日に退職するまで、E業務に従事してきた。人事異動や担当業務が変更になったことは無く、継続して勤務してきたので、申立期間の年金記録が欠落しているのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された健康保険・厚生年金台帳、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年8月1日に、同社C事業所から同社D事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月22日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を19年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を20年8月22日と訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年6月1日まで  
② 昭和19年8月22日から20年8月22日まで

私は、学業を継続するため上司の紹介でA社に就職したが、同社に勤務していた昭和18年4月1日から20年8月22日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「経歴表」及び申立期間以後に申立人が勤務していたC社が提出した「D身上記録」から判断すると、申立人は申立期間①においてA社に勤務し、申立期間②において同社B所に勤務していたことが認められる。

申立期間②のうち、昭和19年10月1日から20年8月22日までの期間については、E事務センターが、A社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災による焼失等の理由により欠落している可能性がある名簿だとしているところ、厚生年金手帳記号番号払出簿に記載されている同社B所に係る19年10月1日以降の資格取得者に係る記録のうち、上記被保険者名簿にその氏名が見当たらない者が複数存在することが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人

が、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 22 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該名簿の備考欄には「轉」と記載されており、管轄年金事務所は、「轉」と記載されていることについて、転勤により別の事業所において厚生年金保険に加入されたものと見られるとしている。

なお、申立人の資格取得日については、厚生年金保険料の徴収が開始された昭和 19 年 10 月 1 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該期間において、申立人は A 社 B 所の厚生年金保険被保険者であったと考えるのが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人が提出した「経歴表」の仕事内容の欄に「事務員」と記載されていることから、申立人は、筋肉労働者ではなかったと考えられ、また、申立期間②のうち、昭和 19 年 8 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間については、上記のとおり、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われていない期間である。

このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険（労働者年金保険を含む。）の被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち昭和 19 年 8 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（労働者年金保険料を含む。）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和52年2月21日に、同資格の喪失日に係る記録を53年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から53年7月16日まで  
私は、申立期間にA社B工場に勤務し、D職として事務的業務に従事していた。

しかし、私が当時会社から交付された源泉徴収票では社会保険料が控除されているにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間当時の上司、同僚及び人事担当者の証言並びに申立人が所持している源泉徴収票、給与辞令及び賞与支給明細書から、申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人は昭和52年分の源泉徴収票、給与辞令及び52年下期賞与支給明細書を所持しているところ、源泉徴収票で控除されている社会保険料は、それらの資料から推定される月額給与にほぼ一致する金額になっている。

さらに、C社は、現在、同社において申立人と同様、D職として勤務している者については、同社で厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続を行っていることから、確認できる関係書類は無いが、申立人につい

ても、当時、厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する源泉徴収票及び給与辞令から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出を遺漏したと思われると回答しており、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年2月から53年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年8月1日から33年3月18日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月18日であると認められることから、当該期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和33年5月1日から34年6月22日までの期間について、C社の事業主は、申立人が33年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年6月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から34年6月22日まで

私は、昭和31年10月20日から34年6月21日までA社が管理するB事業所で勤務していたにもかかわらず、32年8月1日から34年6月22日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。給与明細書等の資料は残っていないが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和32年8月1日から33年3月18日までの期間について、A社が発行した退職辞令及び同僚の証言から、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含めた5名の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和32年8月1日と記録されている。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた昭和 32 年 8 月に退職したとする同僚は、同年 8 月 1 日に資格を喪失しており、同年 10 月の定時決定の記載は無いが、上記の 5 名については同年 10 月の定時決定の記録が確認できる。

また、当初、昭和 32 年 8 月 1 日と記録されていた資格喪失日を同日より後に訂正されている者が 3 名確認できる。

さらに、当初、昭和 33 年 1 月 21 日に資格を取得し、同日に資格を喪失している者の喪失日が、A 社が適用事業所でなくなった日と同日である同年 3 月 18 日に記録が訂正されていることが確認できる。

これらのことから、申立人の資格喪失に係る処理を含む上記の処理は、A 社が適用事業所でなくなった日より後の日付で行われたものと考えられ、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、複数の同僚は「当時の A 社は経営状態が良くなく、給料の遅配があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同社が適用事業所でなくなった昭和 33 年 3 月 18 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 32 年 7 月の社会保険事務所の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 22 日までの期間については、A 社が発行した退職辞令及び同僚の証言から、申立人は同社が管理する B 事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和 33 年 5 月 1 日資格取得、34 年 6 月 22 日資格喪失）が確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は退職するまで B 事業所で一緒に勤務していた。」供述している上、A 社で申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者を調査したところ、上記同僚を含む 10 名が C 社において、昭和 33 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業主は、昭和 33 年 5 月 1 日に申立人が C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、34 年 6 月 22 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 22 日までの期間の C 社に係る標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和33年3月18日から同年5月1日までの期間については、同僚の証言から申立人はA社が管理するB事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和33年3月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間において同社は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業を継承しているD社は、「当時の書類が無いため不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、昭和33年3月18日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間について申立人の同資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月11日から同年8月21日まで

私は、昭和49年5月11日から51年8月20日までA社B店に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の喪失日が同年2月11日と記録されている。厚生年金基金連合会からの通知では資格喪失日が同年8月21日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C企業年金基金の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C企業年金基金加入者台帳によると、申立人は同基金において昭和49年5月11日に加入員の資格を取得し、51年8月21日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社は「厚生年金保険とC企業年金基金の届出書は、複写式で行っている。」と回答している。

加えて、厚生年金基金の記録が事後に訂正されていた形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和51年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社D地域本部における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年1月の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年1月10日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月10日から同年4月1日まで  
② 昭和31年4月1日から同年8月1日まで

私は、昭和22年10月26日にA社に入社し、59年6月2日に退職するまで勤務していた。

申立期間①については、A社D支店内にあった同社C支店開設準備室で開店の準備をしていた。しかし、厚生年金保険の記録では同社B支店で26年1月10日に資格喪失し、同年4月1日に同社C支店で資格取得となっている。

申立期間②については、A社C支店でE職に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

これらの申立期間は、いずれも厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は当該期間に同社に継続して勤務し（昭和26年1月10日に、同社B支店から同社C支店開設準備室に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店及び同社C支店開設準備室は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人の当該期間における被保険者資格は、同社B支店において引き続き有すべきものである。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、A社から提出された人事記録証明書により、申立人は当該期間に休職していたことが確認できる。

また、A社は、休職者の取扱いについて、「私傷病の休職については賃金を支払う規定は無い。傷病手当金を受給中の厚生年金保険料の徴収方法については、社員から保険料を振り込んでもらう形式を採っている。」と回答しているところ、申立人は当該期間について「病気で休職した。休職中の社会保険料について、自分で納めたことはない。」と供述している。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 5 日から 39 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 21 日から 41 年 9 月 11 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社で勤務した昭和 38 年 4 月 5 日から 41 年 9 月 11 日までの期間が既に脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、当時の私は脱退手当金の制度すら知らず、請求した覚えもないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうちの1回と申立期間①及び②の厚生年金保険手帳記号番号は同一番号であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金は昭和 42 年 7 月 4 日に支給決定されているところ、申立人は 41 年 11 月 \* 日に婚姻により改姓しており、改姓した氏名により請求したと考えられるが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金の支給時に国民年金に加入し、保険料を納

付していたことを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 4291

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41 万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 57 年 12 月 15 日から 60 年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、同年 3 月の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当時の厚生年金基金加入員証の資格喪失日が同年 4 月 1 日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 60 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持するB厚生年金基金加入員証の基金記入欄の喪失年月日は、昭和 60 年 4 月 1 日となっており、企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳の記録と一致する。

さらに、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式ではなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 60 年 2 月のオンライン記録から 41 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年11月1日から27年10月1日までの期間について、A社C事務局の事業主は、申立人が26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和26年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事務局における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 18 年に入社し、定年退職するまで、A社に継続して勤務していた。申立期間は、同社C事務局に勤務していた期間だと思うので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C事務局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同じ者が、昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年10月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿には、当時申立人がA社C事務局に勤務していたことを証言している同僚の旧姓の名前が確認でき、この同僚は当時同社C事務局に申立人と同姓同名の者はいなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年10月1日に、同社B支社から同社C事務局に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の昭和26年11月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 52 年 4 月 21 日まで

私は、平成 15 年に被保険者記録照会回答票が送られてきて、A社でB職として勤務した申立期間の厚生年金保険が、脱退手当金として受給したことになることを初めて知った。私の記憶と違うので何回か調べてもらい現在に至っている。

当時は脱退手当金の制度は知らなかったが、脱退手当金が支給されたとする昭和 52 年 12 月 24 日のクリスマスイブに社会保険事務所（当時）に行った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後 16 ページに記載されている女性 142 名のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、20 か月を超え申立期間の数箇月前にある最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給済みであることを示す表示は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、32 万円と認められることから、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円となっている。採用時の契約では 45 万円の給与で採用されたが、給与の遅配が多かったため退職した。標準報酬月額が変更されているのは納得できないので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 6 月 30 日）より後の 6 年 8 月 15 日付けで、遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されている上、申立人と同様に 8 名の被保険者についても標準報酬月額の訂正がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である 32 万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人は「A社の入社採用時に 45 万円の給与額で契約したが、標準報酬月額が変更されているのは納得できない。」と述べているが、申立人が所持している手帳に記載のある手取額で確認できる金額からは、本来の 1 か月当たりの給与額が特定できない上、申立人が提出した平成 6 年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された額から推計でき

る厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額 32 万円に見合う保険料と、おおむね一致していることが確認できることから、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社に入社以来、平成7年9月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社D支店に転勤した際の昭和39年8月の同社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人の所持するB社が発行した申立人の在職証明書、A社C支店の昭和39年8月の給与支給票及び同社D支店の同年9月の給与支給票から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和39年9月1日に、同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する上記給与支給票の保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和39年9月1日と届け出たにもかかわらず

ず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年8月1日から33年3月18日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月18日であると認められることから、当該期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から30年2月1日まで  
② 昭和32年8月1日から33年6月1日まで

私は、高校卒業後の昭和25年6月1日にA社（後にB社に名称変更。）に就職後、退職する46年2月10日まで継続して勤務していたにもかかわらず、29年9月1日から30年2月1日までの期間（A社）及び32年8月1日から33年6月1日までの期間（B社）の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和32年8月1日から33年3月18日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人はB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含めた5名の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和32年8月1日と記録されている。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた昭和32年8月に退職したとする同僚は、同年8月1日に資格を喪失しており、同年10月の定時決定の記載は無いが、上記の5名については同年10月の定時決定の記録が確認できる。

また、当初、昭和 32 年 8 月 1 日と記録されていた資格喪失日を同日より後に訂正されている者が 3 名確認できる。

さらに、当初、昭和 33 年 1 月 21 日に資格を取得し、同日に資格を喪失している者の喪失日が、B 社が適用事業所でなくなった日と同日である同年 3 月 18 日に記録が訂正されている。

これらのことから、申立人の資格喪失に係る処理を含む上記の処理は、B 社が適用事業所でなくなった日より後の日付で行われたものと考えられ、社会保険事務所（当時）においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、同僚及び申立人は「当時の B 社は経営状態が悪くなく、給料の遅配があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は B 社が適用事業所でなくなった昭和 33 年 3 月 18 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 32 年 7 月の社会保険事務所の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、昭和 29 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる

また、A 社の事業を継承している C 社は、「当時の書類が無いため不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②のうち、昭和 33 年 3 月 18 日から同年 6 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は B 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B 社は、昭和 33 年 3 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年 3 月 18 日から同年 6 月 1 日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、B 社の事業を継承している C 社は、「当時の書類が無いため不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 33 年 3 月 18 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から47年4月まで

私は、昭和47年5月に結婚したときに、父親から年金手帳を渡され、国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付したと言われたことを憶えている。父親が、私の国民年金の加入手続を行い、結婚前の保険料をすべて納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月に結婚したときに、その父親から国民年金手帳を渡され、国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付したと言われたことを憶えていることから、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、申立人は、その父親が納付したとする保険料額についての記憶が無い。

さらに、申立人の夫は、昭和61年4月の第3号被保険者制度発足時に、申立人の国民年金手帳を勤務先に提出したが、その手帳は返却されず、新しい手帳を受け取ったと述べているところ、申立人が、それより以前に国民年金に加入していたのであれば、既に払い出されていた国民年金手帳記号番号が、

新しい手帳に記載されるはずであるが、その新しい手帳に記載されている手帳記号番号は、同年同月に払い出された手帳記号番号であることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び49年9月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで  
② 昭和49年9月から50年3月まで

私は、昭和50年4月ごろ、結婚を契機に、私の国民年金の加入手続を夫の分と一緒にいき、その後、テレビで「今なら過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できる。」ことを宣伝していたので、52年か53年ごろ、区役所で、夫婦二人分の保険料の未納期間を割り出してもらい、同区役所で、夫婦二人分の保険料を一括納付した。私は、保険料の未納期間が残らないように保険料を一括納付したはずなのに、申立期間①が未加入及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月ごろ、結婚を契機に、国民年金の加入手続を、その夫の分と一緒にいったと述べている。しかし、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人については同年5月に加入手続を行っていることが推認されるものの、その夫については同年12月に同手続を行っていることが推認できることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、昭和52年か53年ごろ、申立期間①及び②の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期、納付方法及び一括納付した保険料の金額などを憶えておらず、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を一括納付したとする昭和52年か53年時点においては、申立期間①の保険料を納付するには、第3回特例納付によ

り納付するほかないが、申立人は、当該期間当時、短期大学生であり、国民年金への加入は、制度上、任意加入することになることから、当該期間は保険料を特例納付により納付することができない期間である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4561

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から7年1月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月から7年1月まで  
② 平成8年4月から9年3月まで

申立期間①について、当時、私は大学生であったため、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。

申立期間②について、私は大学院に進学し、この際も、父親が国民年金保険料の納付をしてくれていたはずである。

申立期間①及び②が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成4年2月ごろにその父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、当時同居していた申立人の弟についても、20歳になってからの学生の期間について、国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人のオンライン記録及び年金手帳から、申立人は平成21年9月に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4562

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から51年1月まで

私は、昭和47年10月ごろに、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、結婚するまでは、私が、集金人に国民年金保険料を納付していた。結婚後は、妻が、夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付していたが、金融機関で納付したこともあったかもしれない。申立期間の妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月ごろに、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、51年1月ごろであると推認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ってから結婚するまでは、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付したとする金額は、その当時の保険料額と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和51年1月の時点では、申立期間の一部は、さかのぼって国民年金保険料を納付することができる期間であるが、申立人の妻は、保険料をさかのぼって納付したことがあるかどうかよく憶<sup>おぼ</sup>えていないとしていることから、当該期間の保険

料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年12月まで

私は、結婚後、時期は定かではないが、妻の国民年金保険料の領収書に記載されていた収納日が昭和49年6月となっていたことから、そのころに、妻が私の国民年金の加入手続を区役所の窓口で行ってくれたと思う。

私の国民年金保険料は、妻が、自宅に来た集金人に、夫婦二人分を一緒に現金で納付し、領収書も受け取ったと思うが、引っ越しの際に紛失してしまった。

私の国民年金保険料を納付した妻の保険料が、昭和49年4月から納付済みとなっているので、私の保険料も同年同月から納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を区役所の窓口で行い、国民年金保険料は、妻が自宅に来た集金人に、夫婦二人分を一緒に納付したと思うと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその妻は、国民年金の加入手続や加入時期について憶えていないと述べており、保険料の納付についての記憶が曖昧であるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和49年6月ごろ、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは53年1月ごろと推認され、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間の始期から、手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区

内に居住しており、申立期間中に別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

ちなみに、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 53 年 1 月に居住していた住所地とは別の住所地に居住していた 42 年 4 月に、別途、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人は、同手帳記号番号について、申立期間当時認識していなかったと述べていること、同手帳記号番号の資格記録は、43 年 6 月に喪失していること、及び同手帳記号番号に基づき、申立期間当時居住していた区において 49 年 6 月ごろから国民年金保険料を納付し続けていたとした場合、53 年 1 月に新たに手帳記号番号が払い出されることは考え難いことから、42 年 4 月に払い出された手帳記号番号で保険料が納付されたとも考えられない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、自宅に来た集金人に、現金で夫婦二人分の保険料を納付したと述べているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は 53 年 1 月ごろと推認されることから、その時点において申立期間の保険料を納付するには過年度納付するほかないが、集金人は過年度の保険料を収納することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から同年9月まで

私は、平成14年7月に区役所で転入手続を行った際に、区役所の担当者に勧められたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年7月に区役所で転入手続を行った際に、区役所の担当者に勧められたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、当該転居に係る国民年金の住所変更は、17年1月に行われていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたとは考えにくい上、オンライン記録では、申立期間当時申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付方法についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年3月まで

私は、海外から帰国した平成14年3月に、市役所で海外に滞在していた期間である申立期間の国民年金保険料の納付について相談した。申立期間の保険料については、就職後の同年6月にまとめて7万円から8万円ぐらいの金額を納付書により最寄りの金融機関で納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月に市役所で申立期間の国民年金保険料の納付について相談し、就職後の同年6月に当該期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、当時、申立人が会社に提出した「平成14年分給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄には同年の国民健康保険料の記載は確認できるものの、国民年金保険料については記載されていないことから、申立期間の国民年金保険料は納付していなかったものと推認できる。

また、申立人は、平成14年6月に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、オンライン記録によると15年7月10日に納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は申立期間の保険料に係る納付書と推認できることから、申立人は14年6月に申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月まで

私の父親は、私が短大を卒業した後の平成 2 年 12 月ごろ、私あてに国民年金の加入勧奨の通知が届いたことから、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際、窓口の担当者から 20 歳までさかのぼって納付するように言われたことから、父親がさかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 12 月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間以前から手帳記号番号払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しており、保険料を納付したとする父親は、2 年分の未納期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したことを記憶しているが、オンライン記録によると、平成 3 年 12 月に元年 11 月から 3 年 3 月までの期間の保険料をまとめて納付した記録が確認できることから、申立人の主張は、父親が同年 12 月において、さかのぼってまとめて保険料を納付したことにについて記憶していることによるものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4567

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から11年3月まで

私は、平成11年4月ごろ、会社に就職したことを契機に、それまで未納となっていた申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付するため、父親から足りない分として20万円前後を借りた。保険料については、どこの金融機関でいくら納付したか定かではないが、それまで自宅に送られていた現年度納付書により金融機関で私が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年4月ごろに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額及び納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成11年4月ごろに、申立期間の国民年金保険料を現年度納付書により納付したと主張しているが、その時点では申立期間の大半は現年度納付書により保険料を納付することはできない上、申立人は、過年度納付書の発行手続を行った記憶も無いことから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 61 年 12 月まで

私は、婚姻届を出した昭和 53 年 12 月\*日に、義母に勧められ区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。銀行の預金口座からの振替により保険料を納付した分は納付済みとなっているのに、金融機関の窓口で納付していた期間の分は未納となっている。

申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していた夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料は未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月\*日に国民年金の加入手続を行い、定期的に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、63 年 12 月ごろと推認され、申立内容と合致しない上、その時点で 62 年 1 月までの保険料をさかのぼって納付していることに加え、申立期間のうち 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は、時効後に納付したことを理由として還付されていることが確認できるなど、申立内容に相違がみられる。

また、申立人は、昭和 53 年 12 月\*日が国民年金の加入手続日であると述べているが、その日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続日及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人は、昭和 53 年 12 月以降、その夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと述べているが、その夫は、46 年 1 月より現年度で保険料を

納付しているのに対し、申立人は、申立期間直後の保険料を過年度納付しており、その夫と納付方法が一致しない。

加えて、申立期間は、97 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

私は、会社を退職したので、国民年金に加入する必要があると思い、当時居住していた住所地の区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、国民年金保険料については、その場で納付した。納付した保険料額は1万3,000円程度であったと思う。

申立期間が未加入期間で国民年金保険料を未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた住所地の区役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、当時の具体的な証言は無く、オンライン記録では、申立期間後に転居した先の住所地で申立人に対し、国民年金の加入勧奨が行われていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったと考えられ、申立内容には齟齬<sup>そご</sup>がみられる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金の事務が行われるようになったことに加え、当該期間は、14年4月に国へ収納事務が一元化された後の期間でもあり、年金記録事務における事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い上、当該期間は、区役所での保険料の収納事務は行われておらず、区役所で保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4570

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は大学を卒業してしばらくしたころ、国民年金について、それまで未納であった国民年金保険料をまとめて納付できることを知ったこと、及び母親に勧められたことから、国民年金の加入手続を行うとともに、それまで納付していなかった保険料をさかのぼってまとめて納付したはずである。まとめて納付した保険料は、10 万円を超え、20 万円に満たなかったことを憶<sup>おぼ</sup>えている。申立期間の保険料については、加入手続の際納付したはずであるので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後しばらくして国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、さかのぼって納付した保険料の額が 10 万円を超え 20 万円に満たなかったと述べるにとどまり、加入手続時期、納付場所等についての記憶が無いことに加え、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその母親からも証言を得ることができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 53 年 9 月ごろと推認でき、その時点では、第 3 回特例納付の実施期間中であるため、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することは可能ではあったものの、申立人の保険料に関する記憶は、「まとめて納付した保険料は 10 万円を超え 20 万円に満たなかった。」ということのみであることに加え、第 3 回特例納付実施期間に特例納付を行った者について、56 年に作成された「附則 4 条納付者リスト」には、申立人についての記録は無く、

申立人の供述からも第3回特例納付を利用して申立期間の保険料を納付したとする心証を得るには至らなかった。

さらに、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和49年4月1日と記載されていることについて、申立人が20歳になったのは47年\*月であり、大学を卒業したのは50年3月であるので、そのいずれでもない49年4月1日が「初めて被保険者となった日」に記載されていることは不合理であると主張している。確かに、申立人が大学を卒業した時期が50年3月であれば、49年4月から50年3月までの期間は、学生のため任意加入期間となり、本来であればさかのぼって被保険者資格を取得できない期間であり、同手帳の記載に誤記があることは否めないが、このことをもって申立期間の国民年金保険料が納付されていたとまで推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4571

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 8 月に会社を退職し、その後、夫が区役所で転入届を提出する際、私と夫の分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替により納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたはずであると述べているが、申立人が口座振替をしていたとする金融機関によると、預金口座が存在したことは確認できるものの、その預金口座から申立期間の保険料を振替するための契約がなされていなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続を一緒に行ったとするその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月に払い出されていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、その夫が転居先の住所地の区役所で転入届を提出する際、申立人とその夫自身の国民年金の加入手続を行ったと述べている。確かに、区役所に提出した転入届の控には、申立人の国民年金手帳記号番号の記載が確認できるものの、その記載のみをもって、転入手続と同時に国民年金の加入手続が行われ、申立期間の国民年金保険料が納付されていたとまで推認するのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4572

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から同年8月まで

私は、夫が平成16年3月に退職したので、市役所で国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行った。その際、将来の年金受給額が増えるように、60歳以降も国民年金保険料を納付できるように手続きを行った。市役所の担当者から、口座振替の手続きまでは時間がかかるので、それまでは納付書で保険料を納付するように言われた記憶がある。

平成16年3月に手続きを行い、途中で納付を止める手続きや再開する手続きを行った記憶も無いことから、申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年3月に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、同時に、引き続き60歳以降も国民年金保険料を納付できるよう手続きを行い、その際、市役所の担当者から口座振替の手続きまでは時間がかかるので、当面、納付書で保険料を納付するように言われた記憶がある上、同年\*月の60歳到達時に資格喪失の手続きを行った記憶は無いと主張している。確かにオンライン記録から、同年3月に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きと共に付加保険料の納付の申出を行っていること、及び同年同月の保険料については、同年4月に納付書により納付していることが認められる。

しかし、国民年金制度においては、被保険者が60歳に達した時点で、被保険者から資格喪失の申出が無くても、被保険者資格を自動的に喪失することとされており、60歳以降も国民年金保険料を納付するには、あらためて60歳となった時点以降、任意加入被保険者となる申出を行うこととされている。

このため、昭和 19 年\*月生まれの申立人は、平成 16 年\*月に 60 歳に到達し、自動的に被保険者資格を喪失したことにより、保険料の納付義務もその前月をもって消滅し、同年\*月以降の保険料を納付するには、同年\*月以降に任意加入被保険者となる申出を行う必要がある、60 歳到達前の同年 3 月に当該申出を行うことは制度上不可能であったことに加え、任意加入被保険者の場合には、制度上、被保険者資格の取得日は、加入を申し出た日とされており、この日よりさかのぼって被保険者資格を取得し、保険料を納付することができないこと、及びオンライン記録では、申立人は、同年 9 月に当該申出を行い、併せて付加保険料の納付の申出を行ったことが認められることなどを踏まえると、申立人は、同年 3 月に任意加入被保険者となる申出を行ったとは考え難く、申立期間について、国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私は、短期大学在学中に20歳になったことにより、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人が20歳となった平成2年\*月ごろ、市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、納付書により申立期間の保険料を納付したと述べている。しかし、その母親は、納付書が送付されたことを憶えているとするのみで、年金手帳が交付されたのか、保険料をどのように納付したのかなどについての具体的な記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立人の妹が20歳のときから国民年金保険料を納付していたので、申立人についても同様に納付していたと思うと述べている。しかし、20歳以上の学生について、国民年金への加入が義務化されたのは、平成3年4月からであり、この後に20歳となった申立人の妹については、20歳から国民年金への加入義務があったが、申立期間当時、短大生であった申立人については、国民年金に加入すること自体が任意であったことから、申立人の母親が申立人を国民年金に加入させていなかったとしても不自然とまでは言えない。

さらに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人が短大卒業後に就職した会社を辞めた平成7年10月であることが確認で

き、申立人は、この前後に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。任意加入となる期間については、制度上、加入手続を行った日より前にさかのぼって被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできないこと、及び申立期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されている事情もうかがえず、その形跡も見当たらないことを考え合わせると、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4574

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職した後、平成 11 年 10 月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、12 年 1 月ごろに、納付書により、自宅で集金人にまとめて納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、平成 11 年 10 月ごろに、国民年金の加入手続を行ったとしているが、同年 11 月及び 13 年 2 月に、申立人に対し、申立期間に係る国民年金の加入勧奨が行われていることから、少なくとも 13 年 2 月までは、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができず、12 年 1 月ごろに保険料を納付したとする申立内容に相違がみられる。

また、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、仮に加入勧奨が行われた平成 13 年 2 月以降に国民年金の加入手続が行われたとしても、過年度納付によらなければ申立期間の保険料を納付することはできず、集金人は過年度保険料を収納することができないため、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月及び6年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月  
② 平成6年6月から同年8月まで

私が会社を退職した都度、妻が区役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間について、未加入となっているのは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入<sup>おぼ</sup>手続きを行い、保険料を納付したとするその妻は、加入手続きを行ったことを憶えておらず、保険料の納付時期、納付方法及び金額についても記憶が無いとしているなど、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号で付番されており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の加入に係る届出がなされておらず、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、会社を退職した都度、その妻が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を、その妻の保険料と一緒に納付したと述べているが、オンライン記録によると、その妻の同期間に係る国民年金第3号被保険者の非該当処理は、平成7年1月に行われており、特に申立期間①当時は記録上、被保険者種別が第3号被保険者であり、第1号被保険者として保険料を納付することはできなかつたため、一緒に納付したとする申立内容は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職後の平成12年8月に、区役所で、国民年金の第3号被保険者の加入手続を行った。その際、役所の担当者から、「20歳から会社に就職するまでの期間の国民年金保険料が支払われていないので、払ってください。」と言われ、その場で、同期間の保険料をまとめて納付した。私は、役所の担当者から指摘されるままに申立期間の保険料を納付し、年金手帳にも、同期間、国民年金に加入していることが記載されているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年8月に国民年金の第3号被保険者の加入手続を行った際、役所の担当者から、20歳からの国民年金保険料の未納期間を指摘され、その場でまとめて納付したと述べているが、申立人は、納付した保険料の金額を憶<sup>おぼ</sup>えておらず、保険料を納付する際の納付書や、納付後、その領収書を受け取ったかどうか分からないなど、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立期間は、国民年金第1号被保険者の資格取得がされているものの、申立人が、同期間の保険料をまとめて納付したとする平成12年8月の時点においては、同期間は時効により保険料を納付できない期間であり、仮に、同期間の保険料が納付されたとすると、過誤納として還付されるが、オンライン記録に過誤納の記録も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している平

成 12 年 8 月は、9 年 1 月の基礎年金番号導入後の時期であり、同番号に基づき、国民年金の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4577

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成3年3月まで

20歳になった昭和61年\*月ごろ、私は、大学生であったが、母親から、20歳になったのであるから、国民年金保険料を納付しなければならないと言われた。

私が、大学生のときは、母親とは同居していなかったが、昭和61年\*月ごろ、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私か母親が、1年ごとに、私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が、未加入期間とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和61年\*月ごろ、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、その母親からは、申立期間に係る国民年金の加入手続きについての話聞くことができないため、当該期間の国民年金の加入状況は不明であることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に、その母親が居住する住所地で払い出されており、申立人の年金手帳の住所欄にも、申立期間当時、申立人の母親が居住していた住所が記載されていることを踏まえると、申立期間を通じて、申立人は、その母親が居住する市において住民登録されていたものと考えられ、別の手帳記号番号が払い出される事情はうかがえないことから、申立期間は、未届けによる未加入期間であったものと考えられる。

また、申立人は、その所持する年金手帳に、申立人自身の国民年金の被保険者資格取得日が記入されているはずであるとしているが、申立人から提出された年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄には、申立期間直後の平成3年4月1日と記載されていることが確認でき、オンライン

記録とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、毎年、国民年金保険料を前納したとしているが、その前納したとする金額は、既に納付済みとなっている平成3年度及び4年度<sup>のおおむ</sup>の分をそれぞれ前納により納付した場合の保険料額と概ね一致しており、申立期間当時の各年度につき、前納した場合の保険料額とは相違しているため、申立人が、申立期間の保険料まで納付したとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から13年3月まで

私は、国民年金の加入手続について、詳しいことは憶<sup>おぼ</sup>えていないが、平成6年3月ごろに私の母親が行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私がアルバイトで得た収入で、自宅に送付されてきた納付書により市役所の出張所の窓口で納付していた。保険料を納付し忘れていた月はあったかもしれないが、申立期間の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、詳しいことは憶<sup>おぼ</sup>えていないが、平成6年3月ごろにその母親が国民年金の加入手続を行い、自宅に送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は市役所の職権で払い出されたものと推認できる上、保険料を納付し忘れた時期もあったと述べるなど、申立期間当時の納付開始時期や納付期間の記憶が定かではないことから保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住し続けており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする過半の期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から同年9月まで

私は、平成4年3月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、同区役所担当窓口の職員から国民年金保険料の未納期間があることを指摘されたため、後日、その期間の保険料を同区役所窓口で納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、後日、区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点で、申立期間は過年度になるため、当該期間の保険料を区役所で納付することはできないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、当事務室による聴き取りの中で、平成2年6月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いとしており、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人は、昭和63年12月に国民年金に加入後、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私の妻は、昭和50年4月ごろ、私の国民年金の加入手続を妻自身の分と一緒にいき、その後、テレビで「今なら過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できる。」ことを宣伝していたので、52年か53年ごろ、区役所で、夫婦二人分の保険料の未納期間を割り出してもらい、同区役所で、夫婦二人分の保険料を一括納付した。私は、妻が、私の保険料の未納期間が残らないように、私の保険料を一括納付してくれたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和50年4月ごろ、結婚を契機に、申立人の国民年金の加入手続をその妻自身の分と一緒に行ってくれたと述べている。しかし、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、その妻自身については同年5月に加入手続を行っていることが推認されるものの、申立人の同手続は、同年12月に行っていることが推認されることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、その妻が、昭和52年か53年ごろ、申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとするその妻も、保険料の納付時期、納付方法及び一括納付した保険料の金額などを憶えておらず、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月まで  
私が、20 歳になった昭和 61 年\*月ごろに、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。  
申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年\*月ごろに、その母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時申立人が居住していた市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4582

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで  
昭和58年10月ごろ、母親が、区役所支所で、私の国民年金の加入手続を行った。  
その後、母親が、送られてきた納付書により、区役所支所で、母親と兄と私の3人分の国民年金保険料を納付していた。  
兄の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が、未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしており、その母親も、申立人の保険料を納付していたと述べているものの、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶は無く、申立人も、その母親から年金手帳を受け取っていないとしており、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、申立内容と一致しないことに加え、基礎年金番号の導入時である平成9年1月の時点においても、未加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、出産のため勤務先を退職した昭和 56 年 1 月ごろ、区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続も行ったと思う。その際、年金手帳が発行されたかは記憶に無い。

平成 9 年ごろ、私は会社からもらった年金記録確認の書面で申立期間が未納とされていることに気付き、会社の担当者に確認したが回答が無く、今回、ねんきん特別便が来て再度未納とされていることに気付いた。

申立期間の国民年金保険料については、国民年金加入後、定期的に、私が夫の保険料と一緒に納付書により、金融機関で納付しており、保険料の月額が 4,000 円ぐらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和 56 年 1 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、58 年 5 月から同年 7 月の間であると推認されること、及び申立人の所持する年金手帳に記載されている手帳記号番号の記号は、同年 5 月に転居した区を管轄する社会保険事務所（当時）の記号であり、56 年 1 月ごろ居住していた区を管轄する社会保険事務所の記号ではないことから、申立内容と一致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和 58 年 5 月から同年 7 月の間であると推認されることから、申立期間の国民年金保険料は

さかのぼって納付するほかないが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無いと述べていること、及び申立人が一緒に保険料を納付したとしているその夫の申立期間の保険料は現年度納付されていることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 47 年 1 月までの期間及び同年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 47 年 1 月まで  
② 昭和 47 年 4 月から同年 5 月まで

私は、昭和 46 年 4 月に会社を退職したときに、私の妻が、区役所で夫婦二人分の国民健康保険の加入手続を行った際、窓口で国民年金の加入を勧められたので、生活は苦しかったが夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の妻が、夫婦二人分を区役所で納付していた。

申立期間①及び②が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月ごろ、その妻が区役所で夫婦二人分の国民健康保険の加入手続を行った際、窓口で国民年金の加入を勧められたので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その妻が申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその妻は、夫婦二人分の加入手続を行った記憶が無い上、年金手帳の交付及び保険料額についての記憶も曖昧であることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月に払い出されることが確認できることから、申立期間①及び②は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年2月まで

私は、時期は定かではないが、市役所の職員に勧められたので、国民年金に加入した。国民年金保険料については、初めは市役所から集金に来た職員に納付していたが、後に口座振替で納付してきた。昭和54年度からは付加保険料も納付し、60歳まで口座振替で保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、口座振替により国民年金保険料を納付してきたと述べており、オンライン記録では、平成2年2月以前の保険料については、毎月月末に口座振替により納付されていることがうかがえるが、申立期間直前の同年3月の保険料についてのみ、同年10月に納付されていることが認められる。この保険料の納付履歴からみる限りでは、同年2月の保険料をもって申立人自らが口座振替による納付を取り止めた可能性を否定できず、その後、同年3月の保険料を納付しないと満額の老齢基礎年金を受給できるだけの保険料納付済期間を満たさないことが判明し、同年10月になって同年3月の保険料を納付したと考えるのが自然である。

ちなみに、申立人は、昭和36年4月から平成2年3月までの29年間、国民年金保険料を納付しているが、昭和6年\*月生まれの申立人の国民年金の加入可能年数は29年であることから、申立人が、申立期間直前の平成2年3月の保険料を納付した結果、満額の老齢基礎年金を受給できるだけの保険料納付済期間を満たしたことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 10 月に結婚し、市役所に婚姻届及び転入届を提出した際に、窓口の職員から国民年金の加入を勧められたことから、加入手続を行った。国民年金保険料については、私が納付書により金融機関で納付した。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 47 年 10 月に市役所で国民年金の加入手続を行った後、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付された任意加入者の被保険者資格取得日から、52 年 8 月であることが推認できる上、申立人が初めて交付されたとする年金手帳の様式は、49 年 11 月以降に発行されていたものであり、申立人は、ほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に対し、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和 52 年 8 月と同じ年度の同年 4 月から保険料の納付が開始されていることから、申立人の主張は、同年 8 月に加入手続を行い、同年 4 月からの保険料を納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4587

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 57 年 9 月まで

私は、成人後、昭和 60 年 3 月まで大学生又は大学院生であったため、自分で国民年金に加入にできなかったが、平成 8 年に亡くなった父親から「20 歳になったときから国民年金に加入し、保険料を払っている。」としばしば聞かされていた。父親が亡くなった今となっては、どこで加入手続きをしたのか、どのように国民年金保険料を納付したのかなど、具体的なことは分からない。父親が保管していた年金手帳には、私の国民年金被保険者の資格取得日が昭和 57 年 10 月 14 日となっており、生前の父親の話と相違しており、申立期間の記録が欠落している。

私の父親が生前言ったことが真実だと思うので、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳となった昭和 47 年\*月ごろに申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、20 歳以上の学生について、国民年金への加入が義務化されたのは、平成 3 年 4 月からであり、申立期間当時においては、国民年金に加入すること自体が任意であったことから、その父親が申立人を国民年金に加入させていなかったとしても特に不自然ではなく、オンライン記録及び申立人の年金手帳においても、申立人は、学生であった昭和 57 年 10 月に任意加入してい

ることが確認できる。任意加入の場合には、制度上、加入を申し出た日より前にさかのぼって被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできないこと、及び申立期間の前後を通じて同一市内で居住していた申立人に対して、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことを考え合わせると、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、学校を卒業しAに勤めていたころ、20 歳になり市役所から年金手帳と納付書が同時に送られてきたので、納付義務に基づき国民年金保険料を納付した。その後、昭和 60 年 6 月に結婚し、転居先の町役場に 20 歳のときに受け取った年金手帳を持参し、氏名変更及び住所変更の手続を行った。その際に新しい年金手帳をもらい、古い年金手帳とともに 2 冊を大事に保管し、その後、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者該当の手続を行った。

今から、5 年か 6 年前に市役所を経由して、「年金記録の統合が採れていない可能性があるので、社会保険事務所（当時）に手帳を持ってきてください。」という社会保険事務所からの手紙を受け取り、2 冊の年金手帳を持参して社会保険事務所に出向き、統合の手続を行った。統合終了後にその担当者は、「これで統合できました、この古い年金手帳はこちらでお預かりします。」と言い、20 歳のときに発行された年金手帳を取り上げられ、その時点で結婚前の納付記録を消されてしまった。

20 歳から国民年金第 3 号被保険者になるまでの期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になり市役所から年金手帳と納付書が同時に送られてきたので、納付義務に基づき国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付状況等からみて、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 61 年 7 月と推認され、別の手帳記

号番号が払い出された形跡も無いことから、申立内容と一致しない上、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 60 年 6 月に結婚し、転居先の町役場に 20 歳のときに受け取った年金手帳を持参し、氏名変更及び住所変更の手続を行ったとき、新しい年金手帳を受け取ったと述べているが、役所において、申立人が既に国民年金に加入していることを確認しておきながら、別の国民年金手帳記号番号を払い出すとは考えにくい上、申立人の国民年金の加入手続日は 61 年 7 月と推認されることから、この短期間に別の手帳記号番号が払い出されるのは不自然である。

さらに、申立人は、社会保険事務所で、年金番号の統合手続を行った際に、20 歳のときに発行された年金手帳を取り上げられ、その時点で、結婚前の国民年金の加入記録及び納付記録が消されてしまったとしているが、仮に、社会保険事務所が年金手帳を回収するようなことがあったとしても、年金手帳の回収と年金記録の補正処理とは関係が無く、申立人の加入記録及び納付記録が消えたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から5年3月まで

私は、国民年金の加入の有無が、私の就職に影響があるという話を聞いたため、私の両親に相談したところ、平成2年秋ごろ、母親が市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が私の国民年金の加入手続と同時に、同支所内の金融機関で、私の20歳までの約半年分をさかのぼってまとめて納付し、その後は金融機関で毎月納付したはずである。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとするその母親は、加入手続や納付の記憶が定かではなく、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成2年秋ごろ、その母親が市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行った後に、申立人の20歳までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、20歳当時、申立人は、国民年金の任意加入者である学生であり、さかのぼって国民年金に加入できなかったことから保険料を納付できない上、同支所では2年2月及び同年3月の過年度保険料を納付できなかったことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の資格取得日が平成5年4月1日と記載されているものの、国民年金の資格取得日は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険

料を納付することができない期間である上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年6月までの期間及び59年1月から平成7年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から49年6月まで  
② 昭和59年1月から平成7年6月まで

昭和36年ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、昭和48年7月に結婚するまで納付してくれていたと思うが、いつ、どこで、どのように納付したかについては、分からない。

結婚後においては、元妻が私の国民年金保険料を区役所で毎月納付していたと思うが、詳しいことについては分からない。

申立期間①のうち、昭和43年9月から45年9月までの期間が国民年金に未加入とされ国民年金保険料が未納とされていること、36年4月から43年8月までの期間及び45年10月から49年6月までの期間の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年ごろに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚する48年7月までは国民年金保険料を納付し、結婚後においては、元妻が保険料を納付していたと述べている。しかし、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入手続き及び結婚前における保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①当時、申立人が居住していた区及び市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない

こと、及び申立期間①のうち、昭和 43 年 9 月から 45 年 9 月までの期間については、当時、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金の被保険者期間となり得なかったことを考え合わせると、申立期間①について、申立人が国民年金に加入していたとは考え難く、申立人の母親及び申立人の元妻は、共に申立人の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、元妻が申立人の国民年金保険料を納付したと述べており、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は昭和 51 年 7 月ごろと推認でき、オンライン記録では、49 年 7 月にさかのぼって保険料の納付が始まり、申立期間②直前の 58 年 12 月までの保険料を納付している。

しかし、オンライン記録では、昭和 59 年 1 月に厚生年金保険の適用事業所に就職したことにより同年同月 30 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、その後の離職及び再就職により、申立期間②のうち、59 年 1 月から 62 年 7 月までの期間、同年 9 月から平成 2 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 3 年 3 月までの期間について、当時、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことから、これらの期間は国民年金の被保険者となり得ない期間であったこと、また申立期間②のうち、その他の期間についても、厚生年金保険の適用事業所を辞めた後において、国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間②について、申立人が国民年金に加入していたとは考え難く、申立人の元妻は、申立期間①と同様に申立人の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

私は、昭和37年11月に転居した際、国民年金の加入手続は行っていないが、同年12月ごろに区役所から「年金の未納分を12月27日までに送るように。」という封書が届いたので、私の妻が、申立期間の国民年金保険料として5万円弱を同年同月26日に郵便局でさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和37年12月ごろに区役所から封書が送付されたので、その妻が当時未納となっていた申立期間の国民年金保険料として5万円弱を同年同月26日に郵便局でさかのぼって納付したと主張しているが、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていないと述べている上、その妻が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額と大きく乖離<sup>かい</sup>していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和40年4月ごろと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4592

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 49 年 2 月まで

私の国民年金については、詳細は定かではないものの、私が 20 歳に到達した昭和 44 年\*月ごろ、私の父親が加入手続を行ったと思われる。申立期間の国民年金保険料についても、詳細は定かではないものの、私の父親の勤務先に、税金の申告の関係で出入りしていた人物がいたことを記憶しており、その人物に父親が保険料を渡して納付を依頼していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 44 年\*月ごろ、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 9 月に国民年金に任意加入していることから、その時点で国民年金の被保険者資格を申立期間までさかのぼって取得したものであり、それ以前において、申立期間は未加入期間であったことから、国民年金保険料は納付することができない期間であった上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4593

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から51年11月まで

私は、昭和41年12月、当時住んでいた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同市役所で納付していたが、応対した男性職員から、同市には国民年金課はないので、受け取った保険料については、そのうち隣の市に送っておくと言われ、手書きの領収書を受け取ったことを憶えている。受け取った隣の市が社会保険庁（当時）に保険料を納付したらしい。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた市の市役所で申立期間の国民年金保険料を納付した際、職員から同市には国民年金担当課が置かれていないため、納付した保険料については、そのうち隣の市に送ると言われ、手書きの領収書を受け取ったと述べている。

しかし、申立期間当時、申立人が居住していた市の市役所では、国民年金担当課が置かれており、同市で収納した国民年金保険料については、同市が国に納付していたこと、及び申立期間のうち過半を占める昭和41年12月から48年3月までの期間においては、保険料の納付に当たっては、3か月をまとめた上で国民年金手帳に保険料額に相当する額の国民年金印紙を貼り付け、これに検認印を押す方法が採られていたことが確認でき、申立内容は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする市で昭和51年11月に払い出されており、申立人

は同年 12 月に国民年金に任意加入していること、申立期間については、当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は国民年金への加入が任意であった期間であり、制度上、加入手続日より前にさかのぼって国民年金に加入することも、保険料を納付することもできないこと、及び申立期間当時、申立人に対してほかの手帳記号番号が払い出されている形跡が見当たらないことから、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間は 120 か月に及び、このような長期間にわたって納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から7年8月まで

私は、平成4年2月に、勤務していた会社との契約を請負契約に変更したため、私の妻が行政センターで厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、窓口の担当職員から、国民年金保険料は、前年の給与を基にして算出するため3万円以上の金額になることを聞いた後、毎月、私の妻が申立期間の保険料を行政センターで納付していた。申立期間の国民年金が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、平成4年2月に行政センターで申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、窓口の担当職員から、国民年金保険料は、前年の給与を基にして算出するため3万円以上の金額になることを聞いた後、毎月、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料は被保険者の収入に関係なく定額であることから、申立内容と一致しない上、申立人の国民健康保険加入履歴によると、申立人は、4年3月1日に同資格を取得し、当初の国民健康保険料が3万4,028円であることが確認できることから、その主張は、国民健康保険料の納付について記憶していることによるものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻が毎月納付していたとする金額は、申立期間当時の国

民年金保険料額と大きく乖<sup>かい</sup>離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4595

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成14年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成14年3月まで

私は、昭和59年8月に、町役場で国民年金の加入手続を行うと同時に付加年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、未納とならないように口座振替により付加保険料を含めて納付しており、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて口座振替により納付したと主張しているが、申立期間当時の口座振替制度では、定額保険料と付加保険料の合計額が指定した金融機関の口座から引き落とされる仕組みであったことが確認でき、定額保険料と付加保険料を一緒に納付しながら、長期間にわたり定額保険料だけが納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

また、申立人が口座振替により国民年金保険料を納付したとする金融機関の申立人名義の普通預金元帳記録によると、申立期間の保険料については、定額保険料のみが口座振替により引き落とされていたことが確認できる上、付加保険料のみ納付書により納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成14年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成14年3月まで

私は、昭和59年8月に、町役場で付加年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、未納とならないように口座振替により付加保険料を含めて納付しており、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて口座振替により納付したと主張しているが、申立期間当時の口座振替制度では、定額保険料と付加保険料の合計額が指定した金融機関の口座から引き落とされる仕組みであったことが確認でき、定額保険料と付加保険料を一緒に納付しながら、長期間にわたり定額保険料だけが納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

また、申立人が口座振替により国民年金保険料を納付したとする金融機関の申立人の夫名義の普通預金元帳記録によると、申立期間の保険料については、定額保険料のみが口座振替により引き落とされていたことが確認できる上、付加保険料のみ納付書により納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から4年1月まで

私が短期大学在学中の20歳のころに、母親が、学生でも国民年金に加入できることを新聞で知り、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、母親が、納付書により納付していた。その後、私の弟が平成2年\*月に20歳になってからは、母親が、私と弟の二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、年金手帳の記憶が曖昧である上、納付していたとする加入当初の保険料額は、納付済みとなっているその弟の平成3年度の保険料額と一致していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成2年\*月にその弟が20歳になってからは、その母親が、申立人と弟の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その弟は、同年同月から3年3月までの期間、国民年金に未加入であることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳に記載された被保険者資格取得日は、同年3月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月ごろから同年9月ごろまで

私は、昭和28年3月ごろから同年9月ごろまでは、A社の船舶Bに乗って漁業に従事していた。当時の船員手帳は紛失してしまったが、オンライン記録では、申立期間に係る加入記録が無い。申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社所有の船舶Bに乗っていたと申し立てているが、同社に係る船員保険被保険者名簿から申立期間において当該船舶に乗った記録が確認できる6名に聴取したものの、申立人の乗船をうかがえる証言を得ることができなかった。

なお、船舶Bに乗っていた同僚が、A社は倒産していると述べており、連絡先不明のため事業主に照会はできなかった。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記載が無い。

さらに、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 21 日から 39 年 4 月 16 日まで  
私は、A社のB事業所でC職として継続して勤務しており、昭和 37 年 12 月 26 日から 38 年 11 月 21 日までの期間及び 39 年 4 月 16 日から同年 8 月 2 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録はあるものの、申立期間の記録が無い。5か月の空白期間があるのは納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、同社が保管している社員台帳に申立人の名前が記録されておらず、当時の申立人の雇用形態及び在職期間については確認できないことから、申立人は契約社員であり、この雇用形態の場合は、厚生年金保険に加入しない場合もあると回答している。

また、同僚から入社後2年間は臨時社員扱いであった旨の証言があるところ、A社の厚生年金保険被保険者のうち被保険者期間が2年以内の被保険者6名及び申立人と同様に同時期に被保険者記録に欠落のある3名について、同社の社員台帳に記録されているか否か確認したところ、全員が同台帳に記録されていないことから、当時、申立人は、契約社員扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 38 年 11 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、同名簿には喪失の届出を受理したことを示す「届受番」が付記されており、これは同時期に資格を喪失した被保険者と同番号である

ことから、同社が行った資格喪失の届出について不自然な点は見られず、同様に、39年4月16日における資格の再取得の手続についても、不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4299

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月ごろから 32 年 3 月 2 日まで  
私は、A社に昭和 31 年 5 月ごろから 33 年 10 月 10 日まで、C職として勤務していた。ところが、ねんきん特別便で記録照会した結果、31 年 5 月ごろから 32 年 3 月 2 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社からの6か月皆勤による表彰状及び寮教養班長を命ずる辞令並びに同社の次に勤務したB社が保管していた申立人の履歴書、A社における複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の複数の同僚から、入社日を聴取し、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日と比較したところ、相違ない者がいる一方で、数箇月から数年の差が生じている者がいることから、同社では、厚生年金保険の加入手続において個人ごとに取扱いが異なっている状況がうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の記載は無い。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

私は、A社の代表取締役であり、申立期間当時の会社の売上げは順調であったが、社会保険事務所（当時）から、平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が 10 万円にも満たない額の記録に訂正されていることを知らされた。

申立期間当時の給与からは、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことから、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 3 月 31 日）の後の平成 6 年 5 月 2 日付けで、8 万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間当時は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「保険料の滞納があったので、何度か単独で社会保険事務所へ相談に出かけたことがある。滞納の解消については、社会保険事務所の職員から一時的に厚生年金保険から脱退するよう指示があり、これに同意したが、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の話は聞いていない。」と述べているが、A社の関係者は、「申立人から標準報酬月額の訂正手続を行った旨の話を聞いた記憶がある。」とする旨を供述している。

さらに、申立人は「事業主印は、自分で保管していた。事業主印を自分以外が勝手に使用することはない。」と述べており、申立人が当該標準報

酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4301 (事案 271 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 8 月 29 日まで  
② 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までの期間、A社に継続して勤務していた。その間、転籍や出向等をする事無く、工事現場で働いていたが、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が抜けている。今回、新たに同社において、30 年 4 月から 37 年 3 月までに携わった工事の写真集を提出するとともに、健康保険被保険者証を返納したとされる申立期間②の期間中、通院のため健康保険被保険者証を使用したことを思い出したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人が当該期間にA社に勤務していたことを証言した同僚の資格取得日が、入社日より7か月以上遅いことが確認できることから、同社は当時、入社日が資格取得日となっていない状況がうかがえること、申立期間②については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 33 年 2 月 1 日に資格喪失し、健康保険被保険者証を返納した記録とともに、同年の算定基礎処理が行われていないことが確認できること、申立期間③については、オンライン記録において、同社が 37 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できることなどを理由として、申立期間①から③までについては、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は新たな情報として、申立期間①から③までに係る期間中に担当した工事の写真集の提出及び申立期間②の期間中に通院のため健康保険被保険者証を使用したことを思い出したとして、再申立てを行っている。

しかしながら、当該写真集からは、申立人が各申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人は、当該健康保険被保険者証を使用したとする病院名、所在地等について記憶していないことから、通院の事実を確認することは困難である。

これらの事情は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から23年8月まで  
② 昭和23年8月から25年8月1日まで

私は、昭和20年9月ごろから、A県B地区にあったI営業所において、G職として23年8月ごろまで勤務していた。

また、昭和23年8月ごろから、C県D地区にあったE社において、H職として25年10月1日まで勤務していた。

いずれも厚生年金保険の記録が欠落しており納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立てに係るI営業所は、オンライン記録において、類似の名称の事業所を含め厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A県B地区において営業している同業種の事業所は、平成22年5月末現在、1事業所あるものの、同事業所では、申立人の在籍について確認できる資料が無いため不明であり、申立てに係るB営業所と同一であるかについても不明と回答している。

さらに、B営業所は、その管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない。

加えて、申立人が記憶する事業主については、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できず、また、申立人がB営業所で取り扱っていたとする商品名から、3社に照会したが、該当者については不明である旨を回答しており、この者から供述を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、厚生年金保険の

取扱い等について証言を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②について、申立人が昭和 23 年 8 月ごろから 25 年 10 月 1 日まで勤務していたとする E 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

一方、申立人が記憶する E 社の事業主及び同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、F 社において昭和 25 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記の者は、いずれも昭和 25 年 2 月 1 日以前の被保険者記録は無く、これらの者は死亡又は連絡先が不明のため、供述を得ることができない。

また、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 25 年 8 月 1 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金手帳記号番号払出簿の記録とも一致しており、被保険者名簿の記録に不自然な点も認められない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4303

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 2 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 2 日から退職する平成 8 年 5 月 31 日まで A 社 B 工場に勤めていたが、昭和 36 年 3 月から同年 7 月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

一方、C 県 D 区で厚生年金保険の適用事業所となっていた A 社は、昭和 36 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっており、同日付けで申立人が勤務していた E 市の事業所が新たに適用事業所となっていることが確認できる。ところ、申立人と一緒に A 社 B 工場に勤務していた 2 名の同僚は、C 県 D 区で適用事業所となっていた A 社では被保険者となっておらず、移転後の A 社において、申立人と同じ同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主に照会した結果、当時の資料が存在せず、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4304

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

私は、A社の事業主として勤務していた。社会保険事務所（当時）の職員と面談して年金記録を確認したところ、標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に減額されていることが判明したが、当時の役員報酬は100万円ぐらいあり、不当に減額されているため調査してほしい。市県民税所得課税通知書（計算明細書）を添付する。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成8年7月31日に、申立人の6年8月から8年6月までの23か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に、A社の代表取締役であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、時期は明確に記憶していないが、複数回にわたり、保険料を滞納していたと供述をしている。

さらに、事業を継続しているにもかかわらず適用事業所でなくなった経緯について、突然社会保険事務所からの提案があり、特に理由も考えず、自ら社会保険事務所に赴き届出を行った旨の供述をしている。

加えて、事業主印については、申立人自ら保管していたと供述していることから、申立人が標準報酬月額のさかのぼった減額訂正について、同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効でないものと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月28日から62年2月ごろまで  
私は、昭和50年2月にA社に入社し、同社及び下請会社であるB社でC業務をしながら、62年2月ごろまで働いた。  
ところが、昭和58年1月28日から62年2月ごろまでの期間について、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。  
申立期間について、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社又はB社に昭和62年2月ごろまで勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、B社を昭和58年1月27日に離職していることが確認できる上、離職に際し離職票が交付されていることが確認できる。

また、申立人は、退職した時期について、「後にA社の社長になる者が入社した2年ぐらい後に退職した。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該社長の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和55年5月2日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和58年1月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、これは前記の雇用保険の離職日の翌日に当たり、両者の資格喪失日は合致している。

加えて、B社の事業主は連絡先が不明であり、A社の事業主及び同僚から、申立人の申立期間に係る保険料控除について証言が得られない上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 49 年 5 月 1 日から A 社で B 業務をしていたが、人手が足りないという重い物を持つ仕事もあったため、妊娠したので 51 年 7 月末で退職した。厚生年金保険の被保険者記録は、実際より 1 年早い 50 年 8 月 1 日に資格喪失となっており、納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格の取得日と喪失日は、雇用保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、同僚 2 名の雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれも厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、当時の人事記録等の関係資料は保管しておらず、経理や社会保険手続等は会計事務所に依頼していたので、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であるとしている。

加えて、上記会計事務所に照会したところ、同事務所は、当時の所長や担当者は既に死亡しており、書類も保管しておらず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは不明であると回答している。

また、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は申立期間に保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4307

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 59 年 4 月 2 日に A 社に入社し、60 年 10 月に同社を退職した。  
年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 60 年 10 月 26 日になっており、同年 10 月の 1 か月間の記録が欠落している。  
A 社における喪失日を昭和 60 年 11 月 1 日に訂正し、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人の A 社における離職日は昭和 60 年 10 月 25 日であることが確認できる。

また、A 社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の退職日は昭和 60 年 10 月 25 日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 10 月 26 日と記載されており、申立人の雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A 社は、「当社は、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除するので、申立人の昭和 60 年 10 月の給与から控除されたのは同年 9 月分の保険料である。申立人については、同年 10 月の保険料控除及び保険料の納付は行っていない。」旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 26 日まで  
私は、A社でC職として昭和 20 年 8 月 25 日まで働き、工場閉鎖のため実家に戻り、終戦をBで迎えた。  
厚生労働省の記録では、私がA社に勤務した被保険者期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、その記憶は無いことから、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱 21.12.17」と記載されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類が「脱手」、資格期間が「38 月」、支給年月日が「21.12.17」と記載されているなど、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金は、月数及び支給金額に計算の誤りは無く、A社での被保険者資格喪失日から約1年4か月後に支給決定されているものの、当時は、資格喪失から1年間の待機期間が必要であったことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 21 日から 58 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 7 月 11 日から 59 年 7 月 1 日まで

私は、A社及びB社において技術職として勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間における実際の給与額と標準報酬月額の記録が大きく異なっていることが分かった。特にB社においては、標準報酬月額が昭和59年7月に前月より12万円も高くなっているが、そのようなことはなかったはずで不自然である。給与明細書は無いが当時の給与額を記録しており、それを基に作成した給与支給額表を提出するので調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①について、A社から提出された源泉徴収簿に記載されている総支給額から、申立人の当該期間における報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より4等級から5等級高いことが確認できる。

しかし、当該源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う控除額であることが確認でき、A社は、

その標準報酬月額決定の経緯について不明であるとしている。

申立期間②について、申立人が提出した給与支給額表に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より3等級から6等級高いことが確認できるが、B社は当該期間における申立人に係る書類を保管しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、昭和59年7月時点でB社の被保険者は申立人を除いて11名存在するところ、そのうちの4名については申立人と同様に同年7月に月額変更の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から28年8月ごろまで  
私は、昭和22年ごろA社B支店に入社し、C業務担当の社員として28年8月ごろの退職まで継続して勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が26年10月1日になっており、申立期間が被保険者期間となっていないのは納得がいかない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、昭和26年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社の事業主の連絡先が不明である上、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言が得られない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月1日から29年3月1日まで  
② 昭和30年3月29日から同年6月30日まで  
③ 昭和33年3月18日から35年11月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。給与明細書等は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B出張所に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録により、A社B出張所は昭和29年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間①においては、同社B出張所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が当時一緒に勤務していたと記憶する上司及び同僚は、既に死亡又は連絡先不明のため、証言を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況が確認できず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②について、申立人はA社B出張所及びC県の工事現場で勤務していたと述べている。

しかし、A社は、「当時の記録及び資料は、既に廃棄されているため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。当時のG工事の作業現場では、社員以外の現場工事要員については、D国民健康保険組合に加入していたため、健康保険には加入させていたが、一部の作業員（工

長、班長等基幹作業員)を除き、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人の当時の上司及び同僚は、死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況が確認できない。

さらに、申立人及び申立人が申立期間②当時に一緒に勤務したとする同僚2名は、いずれも当該期間におけるA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名が見当たらない。

申立期間③について、申立人は一度帰郷した後、元上司の紹介により、再度A社に入社し、E県の工事現場で勤務していたと述べている。

しかし、A社は、「当時の資料は、既に廃棄されているため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。申立期間当時、G工事要員については、D国民健康保険組合の健康保険には、加入させていたが、一部の基幹作業員を除き、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、上記の元上司は、既に死亡しているため、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間③におけるA社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4312

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月ごろから 45 年 4 月 20 日まで  
② 昭和 45 年 7 月 25 日から 47 年 3 月 10 日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和 44 年 3 月ごろから 45 年 4 月 20 日までの期間及び同年 7 月 25 日から 47 年 3 月 10 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は 44 年 3 月ごろに同社に入社して、47 年 3 月まで継続して勤務していた。申立期間に同社で勤務していたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 3 月ごろにA社に入社し、47 年 3 月に同社を退職したと述べているところ、申立人が入社した時に既に同社で勤務していたとして名前を挙げた同僚 2 名は、申立期間①において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が当該期間のうちの一部期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は昭和 49 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主及び上記の同僚 2 名も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記の同僚 2 名のうち、申立人が「自分と同様に昭和 47 年 3 月ごろにA社を退職した。」と述べている同僚の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人のオンライン記録における被保険者資格喪失日と同日の 45 年 7 月 25 日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した13人に申立人の勤務実態について文書で照会したところ、7人から回答を得たが、いずれも申立人のことを知らないと回答しており、当該期間における勤務実態を確認できない。

加えて、厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人は昭和45年4月20日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格取得日が同年4月20日、資格喪失日が同年7月25日となっていることが確認できる以外に、申立期間に係る同社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 30 年 5 月 1 日から同年 6 月 6 日まで  
④ 昭和 32 年 5 月 10 日から 33 年 2 月 4 日まで  
⑤ 昭和 33 年 2 月 15 日から 37 年 2 月 15 日まで

私は、2年ぐらい前に、社会保険事務所（当時）へ行ったところ、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社でそれぞれ勤務したが、いずれも厚生年金保険が脱退手当金として支払済みになっていることを初めて知った。私は、当時は脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和37年2月の前後2年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち6名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち1名は、事業所が代行して請求手続をしていたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生

年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和37年7月26日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年5月20日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 25 日から同年 8 月ごろまで

私は、昭和 46 年 3 月に A に本社であった B 社に入社し、研修後 C 県 D 市の E 事業所に配属され、会社の寮に入り、H 業務を行い同年 8 月ごろまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録は昭和 46 年 3 月 22 日から同年 3 月 25 日までしかない。3 日で会社を辞めるわけがないので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における厚生年金保険被保険者記録は、雇用保険の記録及び F 基金の記録と一致しており、同基金の資格喪失理由は退職と記録されているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点も認められない。

また、B 社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、連絡の取れた 2 名は、申立人が配属されたとする部署に申立期間において勤務していたと述べているが、申立人を記憶していない。

さらに、申立人は、上司及び同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から、勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について証言を得ることができない。

加えて、B 社の系列会社である G 社は、「B 社は商業登記簿上現存しているものの現在ほぼ休眠状態である上、同社の申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人の在籍及び保険関係は不明。」と回答しているほか、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資

料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 8 月まで  
② 昭和 41 年 9 月ごろから 42 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 36 年 3 月に中学校を卒業し、同中学校のあっせんにより、同年 4 月 1 日から同年 8 月までA社において経理事務担当として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が欠落している。

また、申立期間②の期間について、私は、昭和 41 年 9 月ごろから 42 年 7 月 8 日までB社において経理事務担当として勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 3 月 1 日になっており、入社してからの 6 か月間の記録が欠落している。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C区D町に所在した従業員 15 名ほどのE業者のA社で勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いことが確認できる。

また、C区D町を含めた近辺の地域を管轄する法務局に、A社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主の氏名及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務状況等の証言が得られない。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、「B社の立ち上げ時に在籍したのは、事業主、申立人

の同僚及び申立人の3名であり、後日、年配の社員が1名入社し、その後、若い社員が1名入社した。」と記憶しており、申立人の入社時においては同社が適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっており、申立人の同僚も連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除についての証言が得られない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 25 日から 48 年 12 月 11 日まで  
私は、A社が開店した昭和 37 年に入社し、平成 3 年 11 月 6 日まで働いており、申立期間当時は、同社の専務取締役とB社の代表取締役をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることが納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社で役員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が昭和 47 年 4 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 27 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認でき、当該原票の記載内容や手続に不自然なところは見当たらない。

また、申立人から提出された申立期間のB社に係る標準報酬決定通知書及び改定通知書において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時について、「給料は、当初、A社とB社の両方から支払われていたが、A社よりもB社を中心に見るようになり、A社の売上が落ちていたため、同社から給料をもらうのを止めた。」と述べている。

加えて、A社における賃金台帳等の関連資料は既に無く、申立人も給与明細書等の資料を所持していない上、事業主や従業員から、申立人が申立

期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがえる証言等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4317 (事案 657 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間⑥における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 36 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 58 年 12 月 29 日から 59 年 1 月 1 日まで  
⑤ 平成 7 年 7 月 3 日から同年 11 月 1 日まで  
⑥ 平成 7 年 11 月から 9 年 9 月まで  
⑦ 平成 12 年 11 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、会社に勤務していたのに記録の無い期間があった。

当時の給与明細書は無いが、給与から厚生年金保険料は控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、E社に勤務していた期間のうち、平成7年11月から9年9月までの厚生年金保険料が、標準報酬月額に見合う金額より過剰に控除されているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A職業訓練所を申立人と一緒に卒業した元従業員を含む複数の元従業員の証言から、当時、B社には試用期間があり、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと判断するのが自然である。

申立期間②から④まで及び⑦については、退職月に係る申立てであるが、申立てに係る事業所が発行した在職証明書、退職願及び申立人の供述から、いずれも月末の勤務実態は認められない。

申立期間⑤については、当該事業所からは、C職として必要なF免許取得後の養成期間終了までは、厚生年金保険には加入させていないとの回答に加え、申立人から提供のあった給与明細書においても、厚生年金保険料は源泉控除されていない。

申立期間⑥については、申立人から提供のあった給与明細書から各月の報酬額に見合う標準報酬月額と、厚生年金保険料として実際に控除されている金額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の金額が、オンライン記録における標準報酬月額より低いことから、厚生年金特例法によるあっせんはできない。

以上のことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正の必要はないとする通知が行われている。

申立人は、今回新たな資料として、申立期間①について、G合格証（昭和 32 年 3 月発行）を提出しているが、同合格証は、申立期間①以前の期間に係る資料であること、申立期間④について、H修了証（53 年 4 月交付）等 4 種類の技能講習修了証を提出しているが、これら修了証はD社に係る被保険者期間内に取得した修了証であること、及び申立期間⑤について、当該期間内の平成 7 年 9 月付けのF免許証を提出しているが、E社は、「未経験の採用者にはF免許取得後に養成期間があり、同期間終了後に厚生年金保険の被保険者資格の取得届出を行っている。」と回答していることから、いずれも当該期間に係る保険料控除を示す資料とは判断できず、申立期間②から③まで及び⑥については、新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、申立人の申立期間⑥における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4318 (事案 1555 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 7 日から 61 年 10 月 1 日までの間のうちの 3 か月間から 4 か月間

私は、記憶は定かではないが、昭和 54 年 3 月 7 日から 61 年 10 月 1 日までのうちの 3 か月間から 4 か月間、A 社にアルバイトの C 職として勤務し、途中から正社員になったよう記憶しているが、当該期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

前回の申立てでは、同僚二人の証言で、私が 2 か月間から 3 か月間ぐらいしか勤務していないから見習期間中だったということで厚生年金保険被保険者として認められないとのことであったが、今回、A 社に先に在職していた同級生の上司が、厚生年金保険に入れておくからと言ったことを思い出した。また、同級生とは次の職場である B 社でも一緒に勤務したが、そこでけんか別れしたことも思い出した。勤務していた時期や期間の記憶ははっきりしないが、前回の結論は納得がいかないので再申立てをした。しっかりと調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、複数の同僚の証言によると、同社には 3 か月か 6 か月の採用期間（見習期間）があり、同期間を経過しないと社員の資格が得られず、この期間中は社会保険（厚生年金保険）に加入できなかったとしているところ、申立人は同社での雇用形態を正社員ではなくアルバイトと述べている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できないほか、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶もあいまいであるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てにおいて、勤務期間は昭和54年3月7日から55年9月21日までのうちの2か月間、勤務形態はアルバイトであったとしていたが、今回の申立てにおいて、勤務期間を54年3月7日から61年10月1日のうち3か月間から4か月間と変更し、勤務形態についても当初アルバイトであるが、ある時期からは正社員になったかも知れないと主張しているほか、A社に先に在籍していた同級生の上司が、申立人を厚生年金保険に加入させるよう便宜を図ってくれていたはずであると主張している。また、申立人は、この同級生とは、次のB社でも一緒に勤務したが、けんか別れしたとしている。

しかしながら、申立人がA社に勤務した時期について、申立てに係る同級生の厚生年金保険の加入記録からは、特定することができない。

また、申立期間の範囲が拡大したことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を拡大した時期まで調査したが、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立てに係る同級生は既に死亡しており、申立人の雇用形態や厚生年金保険の適用等の証言を得ることができない上、申立人の記憶もあいまいである。

これらのことから、申立てに係る勤務期間を増やすとともに勤務時期の範囲を広げたほか、アルバイトから正社員となり、同級生の上司が厚生年金保険に加入させていたと主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 16 日から同年 9 月 7 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 1 月初旬から同年 4 月 1 日まで

私は、A社（後に、B社）で昭和39年5月16日から同年9月6日までの期間及び42年9月21日から同年10月31日までの期間においてG職として勤務していた。また、43年8月1日から44年11月30日までの期間は、従前から勤務していたC社と経営統合したD社（現在は、E社）に引き続き勤務しており、45年1月初旬から同年3月31日までの期間も、G職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録を確認できることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は「当時の資料は保管しておらず、担当者も既に死亡しているため、不明。」と回答しており、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立人に係る供述を得ることができないことから、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した2名に文書で照会したが、いずれも申立人とは別の事業所で勤務していたため、申立人のことは知らない

と回答している。

さらに、上記被保険者原票において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、上記被保険者原票において、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録を確認できることから、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は「当時の資料は保管しておらず、担当者も既に死亡しているため、不明。」と回答しており、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立人に係る供述を得ることができないことから、申立期間②にA社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した2名に文書で照会したが、いずれも申立人とは別の事業所で勤務していたため、申立人のことは知らないと回答している。

さらに、上記被保険者原票において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人は従前から勤務していたC社と経営統合したD社に引き続き勤務していたと述べているところ、同社において、厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「在職期間ははっきりしないが、同じ事業所にいたことは覚えている。」と述べていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、E社は、「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録においてC社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和43年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した45名の被保険者を調査したところ、28名は資格喪失と同日にD社において被保険者資格を取得しているが、12名は1か月から1年6か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では厚生年金保険について従業員ごとに取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間④について、F社（D社の後継会社。現在は、E社）において、被保険者記録がある同僚は、「在職期間ははっきりしないが、同じ事業所にいたことは覚えている。」と述べていることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、E社は「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間④にE社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚5名に文書で照会したところ、3名は「厚生年金保険の加入手続は入社してすぐには行われず、1か月から6か月の試用期間があった。」と回答している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から30年5月10日まで  
私は、昭和29年5月1日にA社（現在は、B社）に入社し、30年12月29日まで勤務していたが、29年5月1日から30年5月10日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は「当時の資料を保管していないため不明。」と回答している上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の元社員に申立人について文書で照会したところ、回答が得られた14名のうち5名は「A社には数箇月から1年ほどの試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険の加入手続がされなかった。」と供述している上、オンライン記録により上記の14名のうち、13名は入社してから3か月から2年後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は中途入社社員には試用期間はなかったと述べているが、申立人と同時期に中途入社した社員4名についても入社してから7か月から1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の被保険者資格取得日は昭和30年5月10日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 4321

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月ごろから 39 年 10 月 1 日まで  
私は、A社に、昭和 38 年 1 月ごろから 39 年 10 月 12 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では 38 年 1 月ごろから 39 年 10 月 1 日までの記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと供述している。

しかし、A社は平成9年4月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間の勤務実態をうかがえる供述を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、連絡先が確認できたA社の複数の元社員に聴取したところ、回答のあった4名のうち、1名は「私は、昭和37年10月に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得は、38年1月からとなっており、3か月の試用期間があった。」と供述している上、上記の元社員4名のうち2名は、入社時期と被保険者資格の取得日に3か月の相違があることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 22 日から 58 年 3 月 1 日まで  
私は、A社に昭和 55 年 1 月 22 日から 58 年 2 月 28 日まで在籍し、取引先であるB社のC業務を担当していた。私の給与はA社から支給されており、給与明細書はなかったが、事業主が雇用保険、厚生年金保険、所得税等を控除した額が支給されていたと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の元役員によると、「申立期間当時、申立人がA社の従業員としてB社のC業務を担当していた。」と証言しており、期間は特定できないものの、申立人がA社の従業員であったことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社の同僚3名が同社からB社に転職していると供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚は、A社における厚生年金保険被保険者期間が無いことが確認できる上、厚生年金手帳記号番号払出簿において、厚生年金保険被保険者番号がB社で払い出されていることが確認できる。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局には、同社に係る商業登記の記録が無いことから、同社及び同社の事業主に照会することができず、上記の同僚も連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月中ごろから 51 年 10 月 8 日まで  
私は、A社に採用になり、B社C店のE売場に昭和 49 年 7 月中ごろから 57 年 8 月 15 日まで勤めていたのに、届いたねんきん特別便では 49 年 7 月中ごろから 51 年 10 月 8 日までの期間の記録が欠落している  
ので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C店の当時の担当者及び当時A社本社にいた同僚の供述により、申立人が申立期間に同社からB社C店に派遣され勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の健康保険組合における資格取得日は昭和 50 年 10 月 16 日であり、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は 51 年 10 月 8 日となっている。

また、申立人と同様にほかの事業所のE売場に派遣されていた同僚5名について被保険者記録を調査したところ、2名は、健康保険の資格取得日が、申立人と同様に雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日よりも早い日付であることが確認できることから、A社では、当時従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人はA社からB社C店に一人で派遣されていたことから、同僚はおらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社の後継会社であるD社は、A社は平成3年8月に合併したがそれ以前の記録は残されていないとし、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立人の申立期間における保険料控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 45 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年 9 月に A 社に非常勤の B として採用されて勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、45 年 4 月に被保険者資格を取得するまでの期間が欠落している。当時の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の人事記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、非常勤職員の厚生年金保険への加入要件について、雇用契約期間が 2 か月を超え、かつ、週の勤務時間数が常勤職員と同じ日給制の者又はこれと同等である者と回答しているところ、前記人事記録によると、申立期間のうち昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 1 月 31 日までの期間については、申立人の給与は時間給制であることが確認できる上、同社は当該期間の申立人の勤務時間数について不明と回答していることから、申立人が当該期間において、厚生年金保険の加入要件を満たしていたか否かについて確認できない。

また、申立期間のうち昭和 45 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間については、前記人事記録によると、申立人の給与は日給制であることが確認できるが、申立人の雇用期間は 2 か月であることから、当該期間において厚生年金保険の加入要件に該当していなかったと考えるのが妥当である。

さらに、申立人から申立期間のものとして提出のあった給与明細書は、

記載されている総支給額及び厚生年金保険料控除額が、人事記録に記載されている給与及び申立期間当時の厚生年金保険料率から判断して、A社に係る給与明細書ではなく、当該期間より前の期間のものであることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた実弟の紹介により同社に入社し、昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 8 月 1 日までB職として勤務した。入社した年の暮れの業務に関する鮮明な記憶もある。しかし、厚生年金保険の記録は入社日から 45 年 1 月 1 日まで欠落しており、納得いかないので調査して申立期間について被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社の際、当時の状況、同僚の氏名等を詳細に記憶しており、申立期間においてA社で勤務していたと主張している。

しかし、A社でB職をしていた複数の同僚の証言から、申立人が同社に在籍していたことは確認できるが、申立人の入社日に係る証言は得られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人より半年ほど前に入社し約1年間勤務していたとする申立人の実弟の氏名は、見当たらないことから、同社では厚生年金保険の加入手続において、個人ごとに取扱いが異なっていたものと考えられる。また、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から申立人の資格取得日までの健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金手帳記号番号は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格取得日と同日の昭和 45 年 1 月 1 日に払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立人の実弟への照会を希望していないため、A社

における勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について聴取することができない。

また、A社は昭和58年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は事務所が火災にあったため書類は焼失したと回答している上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4326 (事案 1053 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 2 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 2 日まで  
③ 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 44 年 5 月 11 日から 45 年 6 月 8 日まで  
⑤ 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで  
⑥ 昭和 52 年 10 月 1 日から平成 7 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 38 年 6 月 1 日に、長兄の紹介で A 社に F 業務の弟子入りをした。5 年間で修行が終わる予定だったが、東京オリンピックも終わり F 業務の仕事も減ってきたので、修行 4 年目の 42 年 1 月 2 日に電話で退職の連絡をして辞めた。

また、C 県 D 市から E 県に移り、昭和 42 年 2 月に父親のいた B 社に入社し、平成 7 年 5 月 31 日までは継続して同社の社宅に居住して、G 業務をしていたので、A 社における欠落期間を含め被保険者期間を訂正し、B 社で何回か欠落している期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A 社における約 4 年間の継続勤務を主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は申立期間①と②の間である昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 1 日までの期間に、B 社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、雇用保険の記録から、申立人が、39 年 6 月 18 日から 41 年 9 月 30 日までの期間において、同社の雇用保険被保険者であることが確認できる。

申立期間③から⑤までについて、申立人は、B 社において継続して勤務

していたので、厚生年金保険の被保険者期間に複数の欠落があるのは納得がいかない旨を主張しているが、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致しており、申立人の父及び弟を含む複数の同僚も、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格の取得と喪失を繰り返していることが確認できる。

申立期間⑥について、申立人は、国民年金の加入手続を昭和 53 年 2 月ごろ行い、当該期間のうち同年 4 月から 63 年 4 月までの間の保険料を納付している。また、「B社の社宅に平成 7 年 5 月 31 日まで居住していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、上述のとおり、同社においては、多くの者が被保険者資格の取得と喪失を繰り返していることから、同社に勤務していた期間がすべて厚生年金保険の被保険者期間となっていたとは考え難い。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たにB社に係る昭和 55 年、58 年、59 年、61 年、63 年から平成 3 年までの期間及び 5 年の給与所得の源泉徴収票を提出しているが、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、いずれも、給与の支払金額から試算した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合算金額を下回っており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立人は、新たに失業保険被保険者証及び各種技能講習の修了証の写しを提出しているが、これらにより申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことはうかがえない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 16 日から 50 年 4 月 16 日まで  
② 昭和 50 年 8 月 14 日から 52 年 6 月 1 日まで

平成 20 年ごろに社会保険事務所（当時）へ年金受給額の見込額試算を行いに行ったところ、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の支給済みとなっていた。

私は、脱退手当金の手続を行った覚えは無く、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されたA社及びB社に係る期間が計算の基礎となっており、支給月数に誤りは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 56 年ごろまで、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成元年 12 月まで  
厚生年金保険の記録によると、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間は、A社が経営するB店に勤務していた。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 7 日から平成元年 12 月 26 日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の事業主は、「A社は、既に別会社に経営譲渡されており、当時の記録、資料等は破棄されているため、申立人の勤務期間については厚生年金保険の届出及び保険料控除は不明である。また、厚生年金保険の加入については、従業員の希望を配慮した手続を行っていたため、すべての従業員が加入する取扱いではなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人は、当該期間を含む昭和 61 年 10 月 1 日から平成 4 年 2 月 1 日までの期間において、国民年金の第 3 号被保険者となっているのが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、事業主も申立人の勤務期間は不明としているところから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録があり、連絡先の判明した 5 名に照会したところ、このうち 4 名は「申立人を知らない。」と回答し、残り 1 名は、「申立人を知っているが、勤務期間までは覚えていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料

の控除が確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない上、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月16日までの期間について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和21年1月4日から23年5月1日までの期間及び同年8月15日から同年11月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月16日まで  
② 昭和21年1月4日から23年5月1日まで  
③ 昭和23年8月15日から同年11月1日まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）から、私がA社B工場に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があったが、脱退手当金を受給した記憶は無く、同じ工員だった同僚は、当該期間の年金記録が継続していると話していることから、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、私は昭和21年1月にC社（当初は、D社。現在は、E社）に入社し、23年10月末に結婚を理由に退職するまで、継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、同年5月1日から同年8月15日までの3か月のみであり、前後の期間が欠落しているため、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、当該期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処

理に不自然さはいかたがえぬ。

また、申立人に脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和 21 年 5 月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が D 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した昭和 23 年 5 月 1 日であり、それ以前は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、自身の入社前から D 社で勤務していたと記憶する複数の同僚についても、同社において被保険者資格を取得したのは、申立人と同日であり、申立期間②において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、上記被保険者名簿によると、申立人は、D 社において、昭和 23 年 8 月 15 日に被保険者資格を喪失後、同日に新規適用事業所となった C 社において被保険者資格を取得及び喪失しているところ、申立人が同じ部署の同僚として記憶している 3 名のうち 1 名は、申立人と同様の処理が行われており、他の 2 名は、C 社においては被保険者であったことが確認できない。

また、これらの者は死亡又は連絡先が不明であることから供述を得ることができないほか、当該期間に C 社において被保険者記録のある同僚 2 名に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態に係る証言を得ることができない。

さらに、E 社は、当該期間について申立人の在籍を確認できる資料は無いと回答しており、勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 17 日から同年 12 月 29 日まで  
② 昭和 44 年 9 月 22 日から 47 年 1 月 21 日まで

私は、平成 21 年 6 月に銀行の年金相談に行った際、厚生年金保険に加入した期間は脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。会社を退職後に共済年金に加入した期間は、総務担当者から説明があり、一時金を受給したことは覚えているが、厚生年金保険の脱退手当金は受給した記憶が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の後に勤務した事業所の共済組合加入期間については、申立てのとおり、退職一時金が支給されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金を受給したために共済組合加入期間も退職一時金として受給したと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 21 日まで  
平成 21 年 9 月に厚生年金保険の期間照会の回答をもらったが、申立期間は脱退手当金を受給していることになっているのを知った。  
しかしながら、私は、昭和 34 年 3 月 23 日から 40 年 4 月 1 日まで勤務した 3 社分の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶はあるが、A 社に係る期間の脱退手当金については受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した 3 社分の被保険者期間に係る脱退手当金は、申立期間以前に受給したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人が受給したことを認めている 3 社に係る脱退手当金は申立期間と合算して支給されたこととなっていることが確認できるほか、申立期間以前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張を裏付ける事実は見当たらない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号が最初に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、昭和 41 年 5 月 \* 日の申立人の婚姻に伴う氏名変更処理が 45 年 2 月 17 日に行われていることが記載されており、脱退手当金が 44 年 10 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて氏名変更が行われた可能性が高い。

さらに、申立人が脱退手当金を受給した最終事業所は B 社であると主張

しているところ、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示が無いが、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額の計算に誤りは無い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から同年 8 月まで

私は申立期間にA社が経営していたB店で勤務していたが、厚生年金保険の記録では、その期間の被保険者記録がすべて欠落している。

海外にいた2年間を除いて、国民年金保険料を払っていない時は、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社が経営していたB店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業主は厚生年金保険に会社として加入したのは昭和 46 年 2 月 1 日である旨を回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した 12 名に照会したところ、回答のあった6名のうち2名は同社が適用事業所になるまでは厚生年金保険料を給与から控除されていなかった旨回答している。

さらに、照会した上記 12 名のうち1名は、オンライン記録において、申立期間に国民年金保険に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 56 年 6 月に A 社を設立し、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、A 社が昭和 56 年 6 月 26 日に設立され、申立人が申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 56 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時、A 社の委託を受けていた社会保険労務士事務所から提出があった同社の「事業所台帖」の健康保険の適用年月日欄に「56. 9 / 1」と記載されていることが確認でき、同社の厚生年金保険の適用年月日と一致する。

さらに、上記事務所から提出があった A 社の「個人別台帖」に記載されている申立人を含む 5 名はいずれも厚生年金保険の資格取得日が昭和 56 年 9 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の資格取得に関する届出の事実を確認できる資料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年11月9日まで  
② 平成2年11月9日から3年3月8日まで

私は、申立期間は、A社（現在は、B社）において船員として勤務し、このことを示す船員手帳の記載も確認できるが、オンライン記録によると、船員保険ではなく厚生年金保険の被保険者期間になっていることが判明した。

調査の上、申立期間について、A社における船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する船員手帳の記録により、申立人は、船員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出のあった船員保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書で確認できる申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録の内容と一致しているほか、申立人に係る雇用保険の記録は、申立人の厚生年金保険の加入期間と一致していることが確認できる。このことから、A社の事業主は、申立期間について、申立人を船員保険の被保険者から厚生年金保険の被保険者へ切替えていたことがうかがえる。

また、申立人が挙げた船員の同僚も、申立人と同様に、オンライン記録により、平成元年6月1日にA社において船員保険被保険者資格を取得後、2年4月1日に同資格を喪失し、同日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、これら申立期間に係る船員保険料を申立人の給与から

控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。

加えて、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 25 日まで  
私は、昭和 39 年 4 月に A 社の B 地区にあった工場から同社 C 事業所に転勤になったが、同社 C 事業所にいた時の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人が A 社 C 事業所に D 職の正社員として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A 社 C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 10 月 1 日であることが確認できるところ、複数の元社員は、「当時の A 社 C 事業所は、独立採算制で厚生年金保険の適用事業所ではなかった。適用事業所になったのは、同社 C 事業所が独立し、別法人になってからの 41 年 10 月 1 日である。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも申立期間において、被保険者となっていないことが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時の厚生年金保険関係の資料は無く、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用については不明。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月ごろから 63 年 3 月ごろまで  
厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 62 年 5 月ごろから 63 年 3 月ごろまでの期間の記録が無い。私は、同社設立のため準備委員として採用され、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、オンライン記録により、同社は、平成 9 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、商業登記簿謄本においてもA社の所在を確認できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社を引き継いだB社の事業主は、「当社の前身は、A社であったが、事業主も変わり、当時の資料は無いため、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。